

平成21年第3回竹原市議会定例会会議録

平成21年9月15日開会

(平成21年9月15日)

議席順	氏名	出席
1	大川弘雄	出席
2	道法知江	出席
3	宮原忠行	出席
4	片山和昭	出席
5	鴨宮弘宜	出席
6	北元豊	出席
7	宗政信之	出席
8	大森洋	出席
9	稲田雅士	出席
10	唐崎輝喜	出席
11	松本進	出席
12	吉田基	出席
13	脇本茂紀	出席
14	小坂智徳	出席
15	天内茂樹	出席
16	小坂明三	出席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮地憲二

議会事務局係長 笹原章弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	友 久 秀 紀	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	胡 家 亮 一	出 席
総 務 課 長	今 榮 敏 彦	出 席
企 画 政 策 課 長	山 本 耕 史	出 席
財 政 課 長	谷 岡 亨	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	高 橋 賢	出 席
選 管 ・ 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
民 生 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 生 活 課 長	大 澤 次 朗	出 席
協働のまちづくり推進室長	森 野 隆 典	出 席
忠 海 支 所 長	堀 川 豊 正	出 席
人 権 推 進 室 長	和 泉 伸 明	出 席
社 会 福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
福 祉 保 健 課 長	前 本 憲 男	出 席
建 設 産 業 部 長	三 好 晶 伸	出 席
産 業 文 化 課 長	桶 本 哲 也	出 席
観 光 文 化 室 長	中 川 隆 二	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	平 田 静 登	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 務 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	加 藤 洋 孝	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

議長（小坂智徳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告いたします。

まず、監査委員より平成21年5月から平成21年7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（小坂智徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において脇本茂紀君、道法知江さんを指名いたします。

日程第2

議長（小坂智徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの4日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小坂智徳君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月18日までの4日間と決定いたしました。

日程第3

議長（小坂智徳君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成21年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のと

おり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位 1 番、北元豊君の登壇を許します。

6 番（北元 豊君） おはようございます。

民政同志会の北元でございます。ただいまより平成 21 年第 3 回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。

平成 21 年 3 月、「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」の実現に向けて第 5 次総合計画が策定され、平成 21 年度から平成 23 年度までの実施計画が発表されたところであります。

現在、日本の経済状況は世界同時不況の影響を受け、100 年に一度と言われるほど景気が低迷し、世界的な自動車関連産業の業績不振による雇用不安が増大する中、経済の立て直しを図るための緊急経済対策などにより、景気低迷からの脱却に力を傾注しているところであります。本市を取り巻く雇用状況も大変厳しい状況にあり、竹原市人口は 3 万人を割り込むところまで減少し、人口減がもたらす影響は多大なものと推測いたします。

そこで、「人が集まる元気なまちを育てよう」と第 2 章で掲げております産業振興による雇用拡大として、1 つ目としまして、雇用対策の推進、2 つ目としまして、企業誘致の推進と情報発信とありますが、現在までの取り組み状況は、市長によるトップセールス及び県に対して竹原工業流通団地の企業誘致依頼など、理事者の答弁は同じ答弁となっております。今まさに竹原市の危機的存亡にあると考えるならば、現在までの取り組みを検証し、今後の取り組みに変化を与えなければ、人口減に歯どめをかけることは難しい状況であると言わざるを得ません。よって、さらなる若者の市外への流出につながると危惧している一人であります。

私は、先人が築き上げたすばらしいこの地を全国に発信していき、本市のよさを継続的かつ積極的にアピールしていくことが変化につながり、結果を生むことになると信じています。

そこで、積極的な企業誘致活動を展開していくためにも、企業誘致推進担当課もしくは企業誘致推進室を設けトップセールスとしての市長、また県との連携を図り竹原工業流通団地への誘致はもちろん、竹原市の他所を含め雇用創出のためにも官民一体となり継続的に全国に発信すべきと考えますが、今後の変化につながる取り組み方針をお伺いいたしま

す。

次に、第5章、安全でしっかりとした都市基盤をつくり生かすとして、平成21年度新開土地地区画整理事業費2億8,659万6,000円が計上されています。本事業は都市基盤を整備し、商業及び小売業種の活性化、そして利便性、快適性を備えた住環境の充実を図るため、幾度の計画変更また事業計画の変更を行い現在に至っております。安全でしっかりとした都市基盤をつくり生かす新開土地地区画整理事業は、竹原市にとっては大きな変化をもたらしていると言っても過言ではないと思っています。大型商業施設の進出また飲食小売業（ファストフード店）などの進出により若者の雇用の場が創出され、パートの需要拡大にも発展しており一定の効果がうかがえ、市街地形成に変化をもたらしています。

そこで、本事業についてお伺いいたします。

1つ目としまして、施行期間24年度となっておりますが、現段階までの進捗状況及び施行期間内での完成となるのか、お伺いします。

2番目としまして、大型商業施設の進出及び周辺部の飲食小売業による雇用状況は、どのように変化してきたのか、お伺いします。

3番目に、住環境の充実を図ったことによる住宅戸数、アパートに変化があったのか、お伺いします。

4番目に、大型商業施設、新築住宅、アパート等による固定資産税の状況はどのように変わってきたか、お伺いします。

5番目としまして、今後事業を完成していくための問題点、課題は何かお伺いします。

最後に、市長の再選出馬についてお伺いします。

平成13年の市長選に当選され、爾来圧倒的な市民の負託を受け、2期目を終えようとされております。その間、地方自治体にとっては地方分権に始まる平成の大合併、三位一体の改革また行財政改革等、大きな変化の波が本市を直撃しています。そういった厳しい状況の中、小坂市長におかれましては堅実な行財政運営をされた手腕は、大変評価できると思っております。

そこで、来る12月20日、市長選挙が執行される運びとなっております。こうした変革の中、市長は三たび市長選に果敢に挑戦されるのか否か、お伺いいたします。

以上、壇上での質問終わります。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 北元議員の質問にお答えをいたします。

企業誘致の推進と情報発信の今後の取り組みについての御質問であります。市内への企業の立地は、雇用の拡大はもとより産業全体への経済波及効果をもたらすものから、県営の竹原工業流通団地を初め、市内への企業立地促進へ向けた誘致活動を行っているところであります。

これまでの取り組みとしては、広島県が県内への企業立地を促進するため、関西、関東の企業を対象に開催する関西・広島ビジネスネットワークや企業立地セミナーに関係市町として出席し、企業誘致活動に努めているところであります。

また、広島県、竹原商工会議所、ハローワーク竹原及び竹原市産業活性化推進協議会などと連携を図り、県外はもとより市、県内企業に対し企業誘致に関する情報収集、情報発信を行うとともに助成制度のPRなど、企業誘致に向けた活動を展開しております。最近では市内企業を優先的に訪問し、企業情報や雇用情報の収集に努めるとともに広島県の協力のもと、竹原市雇用対策協議会の委員を対象に竹原工業流通団地の現地視察会を開催したところであります。このように地元企業、竹原商工会議所、ハローワーク竹原など関係機関との連携を図ることにより、地元企業への積極的な雇用の促進と安定確保に努めるとともに、竹原工業流通団地を初め、市内他所への企業立地へつなげてまいりたいと考えております。

竹原工業流通団地への企業進出は、本年5月より操業開始した株式会社トーヨー塗装1社であります。現下の厳しい経済、雇用情勢のもと、この企業に続く進出企業はいまだない状況であります。このため、今後の企業誘致活動については昨年度1名を増員し、今年度からは商工振興係へと名称変更を行った現行体制の中で、市内の雇用創出のため全国へ向けて本市のよさを継続的かつ積極的にアピールしていくことは重要であるので、情報収集、情報発信に努めながら、企業誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新開土地区画整理事業の現状等についてであります。この事業は市の中心市街地に隣接した新開地域約30.3ヘクタールにおいて、道路、水路、公園等公共施設を計画的かつ総合的に整備することにより、健全な市街地環境の整備改善と土地利用の増進を図ることを目的とし、鋭意推進しているところであります。

まず、1点目の御質問についてであります。現在の進捗状況は、施行区域内の土地造成及び道路工事等約18ヘクタールが完成し、平成21年3月末での進捗率は約57%で

あります。その結果、大型商業施設を初め一般住宅、アパート等の建設により良好な市街地が形成されつつあります。

2点目の大型商業施設の進出及び周辺部の飲食小売業による雇用状況の変化についてですが、現在工事の完成しているところでは、大規模小売店舗を初めとして約20店舗の商業施設が建設されていることから、多くの雇用が図られているものと認識をしております。

3点目の住環境の充実を図ったことによる住宅、アパートの数の変化についてですが、事業着工前の住宅数140戸に加えて、現在一般住宅25戸、アパート8軒103戸が新たに建設されており、土地利用が活発に進んでいると考えております。

4点目の大型商業施設、新築住宅、アパート等による固定資産の状況の変化につきましては、現時点での57%の進捗率から判断すると、平成21年1月現在の固定資産税は約4,500万円の増収となっているものと考えております。

5点目の今後の事業を完成していくための問題点、課題についてですが、今後も引き続き国庫補助金や公共施設管理者負担金等の財源確保並びに関係地権者との合意形成に努め、平成25年3月の完成を目指しているところであります。

次に、市長選への出馬についてのお尋ねでございますが、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力のもと、またできるだけ多くの機会を通じて市民の皆様の御意見を伺いながら、これまで竹原市のまちづくりに取り組んでまいりました。この間、少子・高齢、人口減少社会への移行、市町村合併の進展や分権改革の推進、厳しい行財政状況や経済のグローバル化、高速交通体系の整備など、本市を取り巻く社会、経済情勢は大きく変化いたしております。さきの総選挙を初め、特にこの数年は我が国の政治、経済、社会のあらゆる枠組みが大きく変化し、明治維新や戦後に匹敵する歴史的な転換期にあると言っても過言ではないと思います。

このような大きな時代の転換期の中では、私は就任以来、元気な竹原市のまちづくりを進めていくことが市長としての私の責務であると認識し、これまで協働のまちづくりを推進するとともに、職員の定員、給与の適正化や事務事業の見直し、民間委託の推進などの行財政改革に積極的に取り組んでまいりました。また、こうした行財政改革の取り組みにより確保いたしました財源を活用し、元気な竹原市に向けたさまざまな施策の事業を推進してまいりました。

具体には、竹原らしさのまちづくりとして、町並み保存地区の保存、活用、憧憬広場や

頼山陽広場等の整備を行うとともに、魅力ある竹原市の実現に向けて道の駅の整備に取り組んでいるところであります。

優しさあふれるまちづくりとしては、ファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブの開設など、地域全体で子育てを支援する環境の整備に努めるとともに、高齢者福祉や障害者福祉の充実や市民の健康づくりを総合的に支援してまいりました。

確かな教育のまちづくりとしては、確かな学力、豊かな心、健康な体力など生きる力の育成を図り、児童・生徒の学力では確実な成果を上げております。また、学校施設の耐震化、給食センターの整備など教育環境の整備に努めているところであります。

地域が主役のまちづくりについては、住民自治の確立を目指して、現在、市内11地区において自治組織を設立し、自主防災訓練など、さまざまな分野で市民のまちづくりへの参加意識は高まってきております。

希望の持てるまちづくりの面では、新開土地区画整理事業や道路整備など都市基盤の整備を進めるとともに、ほ場整備や農商工連携、雇用対策や企業誘致など産業の振興に取り組んでまいりました。

安全・安心のまちづくりでは、下水道整備や河川整備、港湾整備など基盤整備に取り組むとともに、消防、救急体制の強化や高潮、洪水ハザードマップなどの作成など、自然災害等から市民を守る防災対策は整いつつあります。

広域交流のまちづくりとしては、R185みちばた会議やみなとオアシスなど、本市の特色を生かした広域的交流、連携を推進するとともに、憧憬の路などの開催により、入り込み観光客の増加や交流人口の拡大に努めてまいりました。

こうした取り組みの結果、本市のまちづくりは全体として着実に推進されているものと考えております。さらに、これからの数年間は、少子・高齢化、人口減少の進行や地方分権改革の進展、厳しい財政状況など、さらなる変革の荒波の中にあると予想されます。

こうした中、今年度からこれからの町の進むべき道を方向づける第5次総合計画「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」をスタートさせるところであります。この目指す将来像の実現に向けて、本市の持つ自然環境や歴史文化、コミュニティーなど持てるもの、いわゆる底力を発揮し、子育て環境や教育環境の充実、企業誘致や産業の担い手の確保、健康づくりや高齢者、障害者、地域福祉の充実、循環型社会の形成など環境に優しいまちづくり、住環境や公園、緑地の整備、公共交通体系や情報通信基盤の整備充実、災害に強い、安全・安心のまちづくりなど暮らしの質の向上等を図るとともに、道の駅の整

備や地産地消産品の開発などの新たな観光資源づくり、地域資源を活用した農商工連携や都市と農村の交流、広域的な交流、連携の推進など、交流人口の拡大、定住へとつながるような施策に取り組んでいく必要があると考えております。

また、市役所は最大のサービス産業であるとの認識のもと、市民の皆様の視点に立った質の高い行政サービスを提供するとともに、協働のまちづくりを着実に推進し、市民や各種団体と行政が協働して地域の課題解決やさまざまなまちづくりの施策を展開することによって、住民満足度が高く、郷土である竹原市に住むことを誇りに思うまちづくりに取り組む必要があると考えております。こうした取り組みを通じて、市民の皆様が住み続けたいと心から思える、また市外の皆様からも住んでみたい地域として選ばれる竹原市をぜひとも実現したいと考えております。

引き続き本市のかじ取り役として市民の皆様のお負託をいただけるのであれば、微力ではございますが、住みよい竹原市の実現に向けて全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、私の答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 6番。

6番（北元 豊君） それでは、再質問をさせていただきます。

竹原市人口は3万人を割り込んでおります。先ほど質問でも申し上げましたように、人口減がもたらす影響はいろんなところへ波及しております。今まさに人口減少に対して、行政は最重要課題として企業誘致を官民一体となって積極的に推進し、本市のよさを継続的に全国に発信すべきと思っております。

そこで、推進室を開設し、企業誘致を実現した三重県の尾鷲市の取り組みを紹介したいと思っております。

尾鷲市は三重県の南部、東紀州地域で、尾鷲ヒノキということで全国に知られておるようでございます、人口は2万2,000人。取り組みとしまして、尾鷲市の産業政策は長年漁業、林業と中部電力の火力発電所に大きく依存するものであったようでございます。しかし、平成12年に伊藤市長という方が産業政策を転換し、新事業創出による地域活性化を打ち出されました。その新事業の核として選ばれたのが海洋深層水利用事業であります。この施策を推進するために、市の新産業創設課に海洋深層水推進室を開設されております。一方では、海洋深層水を活用する企業を誘致するため、国の各省庁、三重県の企業立地室を初め市内外の商工会議所、金融機関などに対して、市長を中心に協力を要請して

おります。これらの各機関、団体や企業などからのさまざまな情報提供や支援を受け、立地の可能性がある企業を市長も訪問して、交渉や検討を繰り返しておられるということでございます。その中で立地企業の許可手続については、海洋深層水推進室が窓口になって、海洋推進活動工事団地整備における農地転用手続や工場施設整備における環境基準との調整手続などに際して、連携、調整などを迅速に行っておられます。それから、近隣住民とのパイプ役や従業員確保などの面でも、推進室が全面的にバックアップしてるという、こういう事例でございます。

尾鷲地域産業活性化という協議会をつくり、企業誘致、人材育成、雇用の増大、確保、安定、定住促進などをこの尾鷲地域産業活性化協議会では図っておるという、こういう事例でございます。

それから、市長、いつもおっしゃられます、トップセールスによる企業誘致をしているということで、これがちょうど新潟県の妙高山の実例というのがございます。

これは人口3万8,000人、日本百名山の妙高山ということで有名であるというところでございます。安全・安心な食の確保ということで企業誘致、新たな方向性を打ち出し、食と農を基軸にした自然志向型企業の積極的な誘致、これを図っておるということで、妙高ブランド製品を地元で普及をさせ、地域資源の活用ということで特産品化、名物化として地域にビジネス拡大を図っておるということです。これにはハウス食品という株式会社が加わっておるようでございます。

民間出身の市長、まさに小坂市長でございますね。独自のネットワークで企業情報を収集して、トップセールスを展開しておられるようでございます。誘致企業としての交渉の第一歩は市長みずからが行い、進出企業の本社へのあいさつ回りも精力的に行っておるということでございます。それで、特にセールスには年間数十社回っておられ、民間の人脈もフルに活用をしておるという、この市長でございます。

この3万8,000人という人口で、小規模自治体であるがゆえに職員間のつながりが深く、庁内関係各課との連携、関係行政機関や立地住民との調整がスムーズに行われておるということで、基本的にはワンストップ窓口が行うということでございますけど、政策判断を行う案件や複数課との調整が必要な案件については、市長がみずから指示を出し、調整会議などタイムリーに開催して、調整、決定するというので、妙高市役所は規模は小さいということで、縦割り組織にならず横断的に対応できると、これ一番、私、今本当に本市について望むところでございます。

それからもう一点、働き手ということで、働き手が安心して働ける環境整備の充実による企業誘致というのを展開しておる長野県佐久市ということで、もう一点紹介しておきます。

ここは、人口が10万人でございます、長野県佐久市。ここに企業誘致のかぎは働き手が安心して働ける環境の整備、働きの生活支援による企業誘致をということで、人口を増加させるには企業誘致が効果的である。それによって人がふえ、税収もふえ、雇用の安定が図られるからであるということで、佐久市は新幹線、高速道路といった高速交通網の整備、企業誘致に努めてまいっておられるようでございます。働き手が安心して働ける環境の整備ということが企業誘致に必要であるという認識のもとに、高齢者サービス、子育て支援といった福祉政策にも力を入れておられます。ここにこういうことを書いてあるんですね。企業にとっては働き手の確保は立地の絶対条件であるということで、働き手が安心して働ける環境整備、福祉の充実、これは企業誘致には非常に重要となるということから、佐久市は安心して子供を産み育てられる地域社会の構築を最重要課題として位置づけたということでございます。

この中で、やはりここも誘致を行うためには産業立地推進室を設置して、行っておるところでございます。ちょっときょうは事例で出しましたが、こういうことを踏まえていただきまして、推進室を設け、企業誘致を実現したという事例でございます。また、トップセールスによる交渉、若者を含めて働き手を企業誘致などに掲げたというところで最重要課題と位置づけ、全国に発信続けております。

そこで、市長にお伺いいたします。いま一度本市の変化につながる取り組みということで、お伺いをしたいと思います。

議長（小坂智徳君） 市長、答弁。

市長（小坂政司君） 議員御指摘の人が集まる元気なまちづくりを育てるという中で、雇用というのは大変重要な課題の一つであります。その中にあるのは、企業誘致を進めていくことが我々の課題であるというふうに思っております。先ほど企業誘致につきましているいろいろと事例を紹介していただきました。我々も竹原市、県営竹原工業流通団地を初めいろいろな候補地において、企業誘致を進めていかなければならないと思いますし、そういった地域の特性を生かした誘致が、先ほどの事例からも言えるというふうに思っております。現在も取り組んでおりますけれども、こういった経済状況の中で大変苦戦はいたしております。まだ結果が出ていない面もございますので、もう一度再考しまして、この企業誘

致においてはやはり民間の経営あるいは投資、そういったものを経験した方とか、あるいはそういうことに事情に詳しい人が、やはり企業との相談アプローチの中では必要ではなかろうかというふうに思っております。そういったいろんな経験のある方を官民間問わず人材の登用をしてまいりたいというふうに思っておりますので、公募も含めてこういった人材確保をし、企業誘致の活動班に加えてまいりたいというふうに思っております。今後、そういった方向で進めてまいりたいと思います。

議長（小坂智徳君） 6番。

6番（北元 豊君） 最重要課題ということで推進室を設けてほしいという、これお願いでございました。その中で今の答弁でございますが、特に人材ということに多大なる趣を置いていただくと、民間経営に精通した人材あるいは官民間問わずという言葉が出てまいりました。これ、特に人材の育成というのは時間がかかるということもあろうかと思えます。しかしながら、我々は待ったなしで現状が来ております。その中で本当に精通した人材ということを積極的に確保していただきたい、このように思っております。こういう意味では、踏み込んだ答弁というふうに理解をさせていただきたいということでございます。大変難しい状況下でございますけど、前向きな検討ということで、よい結果が出るということを我々は一番望んでおりますので、市民は最も期待をしておりますので、その点、本当によろしく願いいたします。

続きまして、安全でしっかりとした都市基盤をつくり生かす新開都市区画整理事業の目的というのは、健全な市街地環境の整備、改善と土地利用の増進を図るとし、一部商業施設を配した第2種住宅地域として、この事業30.3ヘクタールに対して現在の進捗率は、土地造成及び道路工事を含め18ヘクタールが完成し、進捗率は57%まで事業が進んでいるという答弁でございます。この事業は、元気な竹原市のまちづくりとして、商工業の振興はもちろんのこと、雇用の創出の場と日々変化をしております。この事業の果たす役割は多大なものがあると思っております。

そこで、質問の答弁が返ってきておるようでございます。特に2点目、大型商店の施設あるいは周辺部の飲食小売業による雇用状況ということで、小規模小売店を初めとして約20店舗の商業施設が増加しておる。特に雇用が図られておるところでございます。

3点目の住環境の充実を図ったことにより、住宅着工件数が25軒ほど、あるいはアパート8軒103戸が新たに建設をされておるということでございます。

それから、4点目の大型商業施設、これは固定資産税の状況をお伺いをさせていただいたところでございますけど、現在までの57%の進捗率ということで4,500万円の増収、我々竹原市にとりましては、なかなか増収ということは厳しい状況下、特に法人税の減少というのが余儀なくされておるところでございます。その中で、少しでも増収が上がるということの中では一端を担っておるのかなという思いでございます。これも進捗率がどんどん上がることによりまして、当然この固定資産税の増収というの、少しずつ変化が出てくるかという思いがしております。

ということで、この5点目、要は100%完成ということでございます。これを早くしていただくためにも、関係者との合意形成により努めていただきたいという思いがしております。

そういう中で、私はこの新開土地地区画整理事業が竹原市民にとっては大いなる起爆剤となっているということを願っているものでございます。

そこで、1点ほど再質問をさせていただきます。

人口減少及び若者の市外への流出が続いております。その中で、下水道、公園を備えた利便性、快適性を備えた住環境のこの土地を含め、市内一円に県・市外からの定住促進に結びつける努力、例えば転入者定住支援制度など、これは例えばでございますけど、行政としての定住促進を考えているのかどうか、お伺いいたします。

議長（小坂智徳君） 都市整備課長、答弁。

都市整備課長（有本圭司君） 新開土地地区画整理事業区域の利便性、快適性を起爆剤とした定住促進支援策などの実施はどうかという御質問でございますが、人口減少による地域の活力低下が懸念される中、竹原市ならではの快適な生活環境の整備や働く場の確保、子育て環境の充実、情報提供など、総合的に進めることが人口流出の抑制や定住促進に大切であると考えております。つきましては、当事業の合意形成や財源確保に努め、早期完成を目指し、定住対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 6番。

6番（北元 豊君） 私は、この新開土地地区画整理というのが大変重要であるということをお伺いしたところでも訴え続けております。それで、変化をもたらしておるということも訴え続けております。本来、町というのは東から西へどんどん発展していくよというところがございまして、しかしながら、いろんな意味でこういう事業を展開することによって、本

市におきましては北へも伸びつつあると、いろんな効果があります。まして、昔という言葉はいかんとおもいますが、比べてみますと、大変変化が起こっております。特に、お年寄りの方だとファストフード店などということをお考えますと、えっ、竹原市にもというふうな、そういう変革、変化が起こっておるわけです。その中で、新開土地区画整理事業の役割、役目というのは、本市にとっては本当の起爆剤、先ほど申しましたように、起爆剤とならなければならないわけです。それを早くするために、あるいはより効果を上げるために努力、汗をかくということが必要かと思えます。その中で、いろんなアイデアを行政として出していただきたい。先ほど申しました、これは転入者、定住を図る若者はどんどん住んでいただく、これは新開土地区画整理も含めていろんな他所ということは考えたりしますが、まずここに県外あるいは市外からどんどん若者が入ってきていただける環境、環境整備はできとるわけで、それにいかに行政として強調し、あるいはアピールをしていくか。

先ほども企業誘致活動の中で、積極的かつ継続的にアピールしてほしいというところがござります。こういうところも含めまして、やはりいま一度行政として何ができるか、あるいは何をしたら効果が上がるかというところを真剣に考えていくなれば、おのずから少しずつ結果が見えてくるというふうに思っております。そういう意味で、いま一度この新開土地区画整理の取り組み、取り巻きということをお最重要課題の中の位置づけとしていただきまして、より推進を図っていただきたいという思いから、再度新開土地区画整理事業に対しまして、どう取り組んでいくかということをお願ひしたいと思えます。

議長（小坂智徳君） 建設産業部長、答弁。

建設産業部長（三好晶伸君） 先ほど来、市長が申し上げましておるように、このたびの総合計画「住みよさ実感」をキャッチフレーズに、これからの分権改革、地方分権をどう乗り越えていくかというさまざまな諸課題を背負った時代背景、認識、この中で我々行政は積極的なまちづくりを進めていかなければならない。そういった状況の中で、区画整理事業については平成10年から本格的に工事が着手できるようになりました。これには一番大事な関係者、地権者等々の合意形成あるいはこの事業を進めていくための資金調達、ここらあたりがうまくいくようになってから、この事業が急速に進んできた。結果、今年度恐らく60%を超えるだろうという見通しを立てております。

そういった状況の中で、我々としてはこの新開土地区画整理事業の完成を単に良好な市街地形成を図るだけでなく、いろんな土地利用が今も申し上げましたようにされておるま

す。そこらあたりの波及効果によりまして、いわゆる元気な町、そして交流人口の拡大、それから交流から定住へと、いろんなそういった事業展開を検討しておりますが、そこらあたりを今後この10年間で明らかに町が変わっていくと、そのためにはいろんな、先ほど議員御提案いただきましたようなことについても新たな制度、タイムリーな制度、ここらあたりを我々行政の中で真剣に取り組んで、にぎわいのある、集客力の高まる事業展開へ、地域の活性化へ向けて取り組んでまいりたいという決意でおりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（小坂智徳君） 6番。

6番（北元 豊君） 土地利用、波及効果ということで答弁ございました。先ほどからも申しましたように、町は変わりつつある、変化しておるといふところの認識ということですね、これをしっかり持っていただきまして、この新開土地区画整理事業が竹原市内のいろんな土地のところへ波及していくような、こういうような効果を生む一つの要因を持つとるわけです。それをなし遂げることによりまして、竹原市というのがいろんな意味で活性化、市外への発信、情報発信にもつながってくると。もちろん雇用促進、子育て、いろんな意味で経済効果を生む、商工の活性化、これは一番今竹原市においては求められておるとこでもございます。こういう状況下の中で、いろんな意味での新開土地区画整理事業というのは大変な意味を持っております。そういう意味で、より一度何ができるか、何をしなければいけないかということを考えてやっていただきたい、このように思っております。これには本当に努力が必要でございますので、本当に市内一体となり、市長を初め市内一体となっていていただきまして鋭意努力をしていただきたいというふうに思っております。

それでは、最後になりますが、ただいま市長より、就任以来、元気な竹原市のまちづくりを進めていくことを最重要課題と位置づけ、竹原らしさのまちづくり、優しさあふれるまちづくり、確かな教育のまちづくり、地域が主役のまちづくり、希望の持てるまちづくり、安全・安心のまちづくりを通して成果と政策の継続の必要性、そして住みよい竹原市の実現に向けてとして、再選出馬の決意が述べられました。さきの総選挙を通じてつくづく感じたことは、世界の同時不況の影響による景気の低迷により、有権者は将来像の展望が見出せないという思いから、新しい日本の再建を願ったものと分析をしておる次第でございます。日本の国が大きく変化をしようとしている今、その中であって地方へ押し寄せる波は高波も予想されます。が、首長としてあすの竹原市現実に向け、再選出馬に当たっ

ては、命がけの仕事であるという認識を持って、三たび再選を果たしていただきたいというエールを送り、一般質問を終わります。

議長（小坂智徳君） 午後 1 時まで休憩いたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

〔議長交代〕

副議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位 2 番、脇本茂紀君の登壇を許します。

1 3 番（脇本茂紀君） それでは、発言通告に基づきまして一般質問を行います。

給食民営化の問題点について。

1 といたしまして、福祉施設における給食食材の地元商店からの購入中止について質問いたします。

郵政民営化や電電民営化、国鉄分割民営化を見ても明らかなように、民営化の行き着く先は公共の福祉をもうけのために置きかえるもので、この間自治体が行ってきた公共の福祉のための事業の民営化、民間委託、指定管理者制度も結果的には地方のあらゆる産業の疲弊と安定的な雇用の崩壊、住民サービスの低下をもたらすものでありました。とりわけ、この間の小泉構造改革は市場原理主義のもとに終身雇用と年功序列賃金制度を柱として成り立っていた日本の雇用制度を壊し、中小零細企業をつぶし、史上最高の失業者と非正規雇用を生み出すとともに、医療、年金、福祉などの社会保障制度を壊しました。今こそその反省が必要なときではないでしょうか。

そこで、今回質問いたしますのは、お年寄りや子供たち、体の不自由な人たちを対象とする福祉や教育の現場での給食の危機についてであります。

このたび黒滝ホームの施設管理者から、黒滝ホームの給食部門を丸ごと外部委託するため、給食食材の地元商店からの購入を 10 月からやめるという一方的な通告が忠海町内の食材納入業者に対してなされました。御承知のように、黒滝ホームは養護老人ホームであり、老人福祉法に基づく措置制度によって運営されているため、その費用は措置費として地方自治体が負担、国も交付税措置をしています。

黒滝ホームの予算の仕組みは、別紙資料 1 をごらんになってください。

平成 21 年度竹原市予算書に基づいて見てみますと、歳出において竹原市施設措置費、

老人福祉費、扶助費、施設措置費7,542万6,000円が組みられています。これは竹原市民のうち、65歳以上の者であって身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な者、老人福祉法に基づいて黒滝ホームだけでなく他の市町にある養護老人ホームに入所する際の措置費であります。このうち、約5,100万円は地方交付税算入分であります。その内訳は、交付税措置額約6,100万円から個人負担額約1,000万円を差し引いたものであります。歳入において、黒滝ホーム入所者負担金、分担金及び負担金、民生費負担金、老人福祉費負担金1億2,500万9,000円が組みられています。このうち入所者の居住する自治体が負担する黒滝ホーム入所者負担金は1億1,116万3,000円です。このうち、竹原市措置費が約5,700万円、他市町措置費が約5,400万円です。そして、本人と扶養義務者が負担する老人福祉施設入所者負担金が1,384万6,000円です。そして、これを財源にして、歳出において黒滝ホーム委託料、老人福祉施設費、施設運営管理委託料1億1,579万2,000円が組みられています。その内訳は、施設管理運営委託料1億1,469万2,000円、保険料1,100万円です。この予算は前述した措置費によって組みられているので、市からの委託料に大きな変動はありません。

したがって、直営でやっておれば今回のように地元での食材購入をやめるといような問題は起きていません。なぜなら、市の政策的な統制がきくからです。市が委託する民間の団体が市場原理ばかりを優先して、少なくとも市内の地場産業の活性化につながる重要な問題が民間の恣意にゆだねられることに対して、指定管理者として指定した市の統制がきかないことには問題があるのではないかと、その点をまずお伺いいたします。

また、委託料がどのように使われているかについて監視する機能はないのか、決算報告はなされているのか、情報は開示されているのかについても、あわせてお伺いいたします。

民営化当時、平成14年、竹原市が出した文書、養護老人ホーム黒滝ホームの民営化については、委託料の考え方として、1、運営委託料については、黒滝ホームの管理運営に要する経費として国の基準による措置費、老人福祉法施行令第4条及び第5条第1項に規定する費用の算定基準に基づく措置費をもって委託料とする。管理委託料については、社会福祉施設における民間施設給与等改善費の基準により算定した額を加算した額とする。具体的な額については、相互信頼に基づき受託法人と協議して決めるものとする書かれています。この考え方は今日も変わりませんか。また、委託後の管理等について、

委託後の受託法人に対する指導監督及び措置事務等は、すべて市福祉保健課が行うこととなるとされていますが、どのような指導監督が行われているのか、お伺いいたします。

竹原市歳入歳出決算書により、直営の時代、すなわち平成14年度の黒滝ホームの施設運営管理費及び食糧費の推移を見ますと、歳入、黒滝ホーム入所者負担金事務費収入8,238万365円、黒滝ホーム入所者負担金事業費収入2,933万5,123円、老人福祉施設入所者負担金1,683万6,327円、計1億2,855万1,815円。歳出、老人福祉施設費1億2,869万3,768円、うち食糧費1,615万6,093円であります。

平成15年度より中国新聞福祉事業団に委託されましたが、竹原市歳入歳出決算書によるその後の黒滝ホームの施設運営管理委託料は、平成15年度1億1,840万5,547円、平成16年度1億2,037万9,734円、平成17年度1億2,061万7,668円、平成18年度1億1,002万9,939円、平成19年度1億1,055万4,258円であります。竹原市歳入歳出決算書では、民営化後の食糧費の推移はわかりませんが、少なくとも直営で行われていたときには1,600万円の食糧費が支払われ、その多くは地元の食材が使われていたということであります。

黒滝ホームに食材を納入している地元の商店は、脇本食料品店、ヒラタストア、五郎丸商店、大本製麺所、忠海醤油、スーパーマミー、松本ストア、高宗商店、黒崎米穀店、安岐米穀店、村上鮮魚店、山本鮮魚店、福大鮮魚店、生田商店、朝比奈屋の15店であり、いずれも忠海の地域活性化に貢献している地元商店会のメンバーであります。御存じのように、忠海町の商店にとって黒滝ホーム、聖恵授産所、中国芸南学園、明星保育園、忠海東部保育園などの福祉施設、忠海東小学校、忠海西小学校、忠海中学校、忠海高校、聖愛幼稚園などの教育施設、忠海病院などの医療施設、大久野島などの宿泊施設などの公共施設は重要な顧客であります。そのような中で、最近特に病院や福祉施設の給食部門が丸ごと民間委託される動きが強まっており、その委託先が日食やニチイなどの給食業者で、そこでは人件費と仕入れ費用を節約するために大量仕入れ、大量確保による食材を使い、これまで使っていた地元の食材を使わないという傾向が強くなっています。公共部門でこのようなことが行われれば、これは地元の商店にとっては死活問題であります。このような事態に対して、地産地消や地場産業の振興と市民の雇用の促進を図るべき竹原市としてどのように考えるのか、お伺いいたします。

あわせて、このことは学校給食民営化の将来を暗示しているのではないかと思います。

平成16年度決算委員会に提出された平成16年度学校給食における物資支払い業者一覧、竹原市議会決算特別委員会資料、資料別紙2であります。これによりますと、学校給食食材の購入総額8,312万5,328円のうち、市内業者からの購入が4,326万4,108円、52%となっており、市内からくまなく購入されています。現在ではこの金額は幾らになっているのか、お伺いいたします。

これがセンター1カ所となり、民営化されれば、この比率はうんと下がることとなるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。センター化された場合、物資の購入は市が行うとなっていますが、これが民営化され、今回の黒滝ホームのように受託業者がもうけのためには、あるいは従業員を安く使うためには、既に加工がなされ安く仕入れることができる食材を仕入れたいと言い出したときに制御ができるのかいささか疑問であります。子供の食や市民の安全・安心にかかわる重大な問題を市場原理にゆだねることの問題がここにあらわれているのではないかと。そして、何よりも市内の商業の振興や農林水産業の振興に逆行するのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

2点目に、学校給食民営化の問題点について、これまでの総務文教委員会において、給食センターの民営化について容認された事実はないということについて質問いたします。

平成21年8月の総務文教委員会に提出された学校給食共同調理場整備計画について、これは別紙資料3であります、を見ても明らかなように、竹原市教育委員会は学校給食の民営化について、既に議会も市長部局も承認済みであるかのような発言を繰り返していますが、そのような事実はありません。そこで、竹原市議会教育民生委員会、総務文教委員会の議事録を精査してみましたが、その経過は以下のとおりであります。

1、教育委員会は、学校給食の民営化については平成17年に承認済みと言っていますが、学校給食振興基本計画、平成17年2月20日には民営化について業務の一部を民間に委託するとしか書いていません。その時点では、業務の一部が何であるかも明らかにされていません。

2、平成17年2月21日の教育民生委員会では、PTAや子供たちも含めた議論の必要性、食育、生産者、地域との連携等が各委員から指摘され、委員会の意見をよく聞き、各界各層との議論をということでもとめられています。

3、平成19年2月13日の総務文教委員会においては、委員からセンター化後すぐ委託という飛躍的な考えにはならない。当然今ある人材は活用して、足りないところは臨時を雇用する考えで、それができなくなったら委託にしなくてはいけない。見通しを誤って

はいけないという発言がなされています。

4、平成19年6月13日の総務文教委員会においても、委員から給食調理員がいるのに民間委託は二重の損失になるのではないかと。あるものを活用することが原則です。以前も運転手を引き揚げたとき人材が活用できなかった。現在ある人材を活用しながら、職員が五、六人になるまではやるほうが得になるのではないかと。センター建設は賛成だが、この運営方式では納得できないという発言がなされています。

5、平成19年7月23日の総務文教委員会において、教育委員会から新たに建設する竹原市学校給食共同調理場の運営、特に調理業務等の民間委託については、関係者、給食調理員、保護者、議会等への説明、御理解を得る中で進めてまいりますという発言があり、総務文教委員長は、給食共同調理場については基本的には進めていくべきとの声が大半と思います。ただ、運営といたしまして、職員の問題、場所、合意形成の問題等さまざまな意見がありますので、基本設計を出されるときは、そういった問題に対して説明いただけるように申し上げておきますとまとめられております。

6、平成19年11月30日に提案された竹原市学校給食共同調理場の基本方針には民営化のことは全く触れられていません。

7、平成21年2月19日、総務文教委員会では新谷教育次長から、これ（民営化と雇用の問題）については丁寧な説明を今組合とやっていきたいと思っておりますし、今話を何回か幹部の方とさせていただいているんですが、これについては十分誠意を持って話をさせていただく中で進めさせていただこうと思っております。

8、平成21年6月29日に提案された竹原市学校給食の基本方針の中で、次のような外部委託の基本的な考え方が示されました。委託する業務は、調理、配缶、配送、回収、洗浄、保管及び清掃、献立作成及び物資の選定発注は市で行う。学校給食に理解と実績のある優良な業者に委託。給食時間、給食指導は担任教諭による指導や学校給食センターに配置される栄養職員が行う。委託業者の選定方法。委託業者は、学校教育の意義をよく理解し、給食業務の経験が豊富で、衛生管理が徹底している事業者をプロポーザル方式で選定する予定。ここで初めて外部委託の基本的な考え方が示されましたが、これまで委員会の中で出された疑問には何ら答えていないばかりか、関係者との合意は全くできていません。もっと丁寧に説明責任を果たすという姿勢が問われていると思います。今後どのような形で進めていこうとしているのか、お伺いをいたします。

3点目は、別紙資料4にあります給食調理業務民間委託に係る比較一覧表の問題点につ

いてであります。

教育委員会は、直営よりも民間委託を選ぶ根拠として給食調理業務民間委託に係る比較一覧表を提出されていますが、この問題点についてお伺いいたします。

1、これは単純に人件費の比較表ですが、さきの総務文教委員会でも指摘しましたように、この委託業者の正規職員も臨時職員も9年間一度も昇給もなければベースアップもないということになります。正規職員は、業務責任者1名、業務副責任者1名、衛生管理責任者1名、調理員3名とのことですが、どのような賃金体系となっているのか、お伺いいたします。

正規職員の人件費2,049万9,345円を6人で割ると、1人平均341万6,557円の年収となり、これを単純に12月で割ると月収28万4,713円となりますが、これはボーナスも手当も何もないということが前提であるだけでなく、この中には種々の保険や年金の掛金、さらにそれらの使用者負担分も含まれているとすれば、月収はもっと低くなります。このような労働は一年一年で首が切れる派遣労働しか考えられませんが、どのように把握しているのか、お伺いいたします。

まして、臨時職員の人件費1,059万8,465円を10人で割ると年収は105万9,846円で、これは明らかにワーキングプアであります。このような見積もりを出したのはどのような業者かお伺いするとともに、官製ワーキングプアが社会問題になっているこの時期に、このような比較表を何のためらいもなく出してくる教育委員会の見識にも大いに問題があると思いますが、いかがでしょうか。

2、既にこれまでも何度も委員会でも指摘されておりますように、せっかく給食調理員として採用している人材を職転して給食調理部門を委託することは二重の投資となり、比較表に示されたような財政上のプラスにはならないことは、これまでの民間委託、例えば運転業務を初めとして黒滝ホーム、忠海東部保育所が示しているではないですか。かつて総務文教委員会でも提起されたように、給食調理員の一定の人数がいるうちは直営でやるほうがいいのではないかとおもわれますが、いかがでしょうか。

3、今回の外部委託問題は、栄養職員、給食調理員の処遇、賃金労働条件だけでなく、労働協約との整合性や労働基準法、派遣労働法、職業安定法、最低賃金法など労働法制上のさまざまな課題が含まれていますが、そのようなコンプライアンスについての整理はできているのか。また、職員の賃金労働条件については、本来労使の交渉事項であります。その整理はついているのか、お伺いいたします。

4、失業率が史上最悪の5%台を推移し、非正規の不安定雇用のあり方が問題になっているときに、そのような不安定雇用を拡大するような施策を市が行うこと自体、大いに問題だと思いますが、市長の雇用問題、とりわけ正規と非正規の格差の問題、あるいは今問題になっている官製ワーキングプアについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

以上、壇上での質問といたします。

副議長（稲田雅士君） 順次答弁をお願いします。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 脇本議員の質問にお答えをいたします。

学校給食に関する質問については、教育長がお答えをいたします。

竹原市黒滝ホームは、平成15年4月1日から運営方法を市直営から民間委託に変更を行い、その際の委託先の選定については公募を行い、応募した法人の中から厳正な審査を経て委託先を決定した経緯があります。さらに、平成15年9月には地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、従来の管理委託制度にかわり指定管理者制度が創設されました。その中で、従来の管理委託制度による管理を行っていた公の施設については、平成18年9月までに制度の移行を行う必要があることから、市内の多くの公の施設について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入したところであります。

竹原市黒滝ホームにおきましても、養護老人ホームとして入所者を長期にわたり養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うという老人福祉法の趣旨に沿った運営がなされる施設であり、利用者と施設管理者との信頼関係を確保し、利用者の精神的な安定を得ることが不可欠であることから、平成15年4月からの民間委託先である社会福祉法人中国新聞社会事業団を指定管理者に指定しているところであります。

指定管理者制度の導入については民間のノウハウを活用し、利用者のニーズに柔軟な発想で対応することで、より質の高いサービスの提供が期待でき、利用の促進が図られることにより効率的な施設運営を行うことで、管理運営経費の削減が期待できるということが制度の目的であろうと考えております。

市の監視する機能につきましては、竹原市黒滝ホームの管理に関する協定書により、会計年度終了後に委託業務の実施に係る事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を提出していただくなど、必要な情報の開示を受けているところであります。これによりますと、平成16年度以降、事業活動支出費が1億円前後で推移している中、給食費につ

いては約1,600万円から、ここ2年は約1,800万円前後と増加している傾向にあります。市からの管理委託料については、平成14年度決算では約1億2,800万円だったものが約1億1,000万円で推移しており、制度の目的である管理運営経費の節減になっていると判断しております。

委託料の考え方につきましては、当初に委託した当時と変わっておりません。措置費については、四半期ごとに概算払いしたものを精算しております。また、指導監督につきましては、指定管理者制度への移行に伴い、設置者たる地方公共団体は管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示を行うこととしております。なお、措置事務等につきましては、委託当初から市において行っております。

黒滝ホームにつきましては、老人福祉法の趣旨に沿い、利用者のニーズに合った適切な運営がなされており、高齢者の緊急避難的な事例に対しても迅速に対応するなど、市との連携を図りながら養護老人ホームとしての役割を十分果たされております。給食につきましては質を落とさず、利用者の健康に配慮した内容で提供されるよう、また商業振興の観点から、地元業者からの購入を中国新聞社会事業団に対し要望してまいります。

以上、私の答弁といたします。

副議長（稲田雅士君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 学校給食センターに関する件につきまして、私からお答えいたします。

まず、食材の購入につきましては、本市内の内需拡大の観点からも、極力引き続いて市内業者からの調達に努めてまいります。このことは地産地消、ひいては市内業者の育成振興、雇用機会の確保につながるものと考えております。

また、お尋ねの学校給食における給食食材費の内訳につきましては、平成20年度決算で申し上げますと、購入総額7,662万5,202円のうち51.3%に当たる3,931万8,366円が市内業者からの購入となっております。平成22年度から供用開始となります給食センターでは、献立作成及び食材の購入についてはすべて市が行うこととしておりますので、懸念されているような委託業者が食材を発注するようなことはありませんし、食育の推進をより一層図るべく、地元産の使用を推進することにより、児童・生徒が地元でとれた農産水産物を食べることによって、郷土愛をはぐくむ一助になるものと考えております。

次に、民間委託に係る説明責任について、今後どのように取り組むのかという御質問にお答えいたします。

まず、老朽化した竹原、賀茂川両学校給食共同調理場を統合して新たな施設を建設し、忠海、竹原、吉名の給食未実施3中学校へ給食を提供し、市内全小・中学校の完全給食を実施するため、そして何よりも食の安全・安心を確保するという観点から、新給食センターの建設そのものについては御理解をいただいているところであります。

平成18年6月策定の竹原市集中改革プランにおいては、簡潔で効率的な組織づくりに一層取り組んでいくために、給食センター整備を含む給食業務のあり方について検討を行う必要があることや、民間委託が可能なものについては、行政責任の確保に留意し、経費節減や民間の受け入れ先等も考慮した民間委託の推進を掲げております。

これらを踏まえ、新給食センターの運営につきましては、地産地消あるいは食育を推進するため、献立作成や物資の選定、発注、検収などは竹原市教育委員会が責任を持って行うものであり、関係部署を初め地元業者やJAなど関係機関とも協議を重ねながら進めております。

そして、調理並びに洗浄業務については、民間業者においても同等の業務を遂行できる能力を持ち、財政的にも経費節減の効果が見込めるものと判断し、民間への業務委託を決定したものであります。今後もこの方針について、関係者の理解を得るよう努めてまいります。

保護者に対する説明につきましては、現在学校と連携をとり準備を進めており、2学期中には市内すべての小・中学校に出向いて説明をしてまいります。初めて給食指導を行うことになる3つの中学校教職員に対しても、それぞれの学校へ出向いて説明と指導を行ってまいります。あわせて、新センターに係る運営委員会の設置に向け、保護者や学校関係者、食材納入業者、衛生管理指導者等を含めた準備委員会を適宜開催してまいります。

関係する市職員につきましては、現在、勤務労働条件の変更について、職員団体と協議を行っております。引き続き竹原市の職員として個人の能力を生かし、住民のために行政サービスを提供できる職場への配置や環境づくりに取り組んでまいります。これら今後の取り組みなどにつきましては、関係者への説明責任を果たした上で総務文教委員会へ報告し、御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、給食調理業務民間委託に係る比較一覧表についてお答えいたします。

この比較一覧表は、給食調理業務を民間委託した場合と直営で行った場合の所要経費を

比較するために、人件費ベースで概観したものであります。

まず、給食調理業務を民間委託した場合の人件費につきましては、学校給食を数多く手がけております業者に予定される食数を提示しての見積もりと説明により計上したものであります。委託業者の賃金体系については、企業の賃金就業規則で定められているものと把握しております。

なお、人件費の額を人員で割り戻した金額が、いわゆる官製ワーキングプアとなるのではないかということにつきましては、算出した人件費の金額は、委託業者の企業努力などによる妥当なものであると認識しております。また、パート社員については、給食センターでの勤務雇用形態が求職者のニーズとのマッチングが図られるものと考えており、その上で地元竹原市民の雇用の優先を委託業者に働きかけてまいりたいと考えております。

また、給食調理部門を委託することより二重投資になるのではないかと、給食調理員の一定の人数がいるうちは直営でやるほうが良いのではないかと御指摘につきましては、給食調理員が他の部署に配置がえとなることによって、長期的な視点からすれば職員の新規採用の抑制が図られることになり、竹原市集中改革プランでいう定員の適正管理計画に沿うものであると考えており、初年度からの民間委託が最も効率的であると判断しております。

次に、各種労働関連法令の遵守につきましては、言うまでもなく委託業者は一企業としてそれらの法令はもとより、文部科学省が定めた学校給食衛生管理基準、厚生労働省が定めた大量調理施設衛生管理マニュアル及び市が作成する竹原市学校給食衛生管理マニュアルなどにに基づき業務を行うものであり、市の説明責任につきましては、業者選定に向けて公表する募集要項により行うこととなり、適正な審査のもとに業者を選定し、その後決定した業者に対する指導についても徹底してまいります。

また、本市の給食調理員との労使交渉の状況についてお尋ねでございますが、平成20年1月に民間委託に伴う職種変更についての協議事項を申し入れてから、4回の職員団体幹部との交渉及び4回の団体交渉を行ってまいりました。教育委員会としては職員の雇用確保に努めるべく、職種変更の申し入れを行っておりますが、いまだ理解を得るには至っておりません。現在も取り組みを継続しておりますが、引き続き交渉を継続し、理解を得られるよう鋭意努力してまいります。

最後に、行政としては今後においても引き続き効率的な行政運営を図り、持続可能な財政構造や財政基盤を確立していく上で、民間委託、その他嘱託員制度などを活用した外部

委託や多様な雇用形態により、公的サービスを提供していく必要があると考えております。議員御指摘のいわゆる官製ワーキングプアとされる問題につきましては、外部委託において適正な人件費の支払いが行われ、法令等を逸脱することのないよう、業者への指導、監督を行ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁を終わります。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） それでは、再質問いたします。

まず、1の福祉施設における給食食材の地元商店からの購入中止について再質問をいたします。

黒滝ホームの指定管理者からは、忠海町内の事業者からの給食食材の購入をこの10月からやめることについて市に相談はなかったのか。そのときにどのような指導、助言をしたのか、まずお伺いいたします。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 忠海町内の業者からの食材購入をこの10月からやめることについて、市への相談はなかったかということの御質問なんですが、ことしの2月に黒滝ホームのほうから委託についての御相談がございまして、それから10月から委託する等の具体的な相談はございませんでした。

以上でございます。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 少なくとも、市が指定管理をしている施設が、今までは地元で購入していた食材を10月からやめますというふうな話が、それを管理監督する市に何の相談もなしに行われるということは到底考えられないんですね。あわせて、例えば市が委託している指定管理者が自分が委託された業務を丸ごと新たな業者に投げるってことができるのかどうか、その点もあわせてお伺いいたします。

副議長（稲田雅士君） 福祉保健課長、答弁。

福祉保健課長（前本憲男君） 現在、黒滝ホームは指定管理者制度によりまして管理運営を行っていただいております。公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任しまして、より自由に運営していただくことを考えており、今後管理者へ必要に応じて指示等を行ってまいります、考えております。よろしくお伺いいたします。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） これは、この黒滝ホームが民営化されるときに、私はこの壇上で厳しく質問をいたしました。少なくとも今私が申し上げましたように、これは老人福祉法に基づく措置制度によってつくられている施設であります。したがって、これの措置費というのはすべて国費並びに市費、それから利用者本人負担であります。その費用がどのような形で使われるかっていうことに関しては少なくとも、例えば給食に一定の安定的なものを出すことはもちろんですけれども、それを受託された、いわゆる指定管理者が、じゃあ給食部門はほかの業者に丸ごと投げることができますよっというふうに本当になってるのかどうか。そんなことができるのであれば、要するにこれは建設で言うところの丸投げと全く同じことになるわけで、そういうことが可能な受託契約になってるのか。そういうことができることが、あらかじめ協定書の中で交わされてるのか。そういう意味で2月に相談を受けてるわけですよ、要するに受託ができますか。すると、あなた方は、そりゃいいですっていうふうに言ってるから、こういうことをするんでしょけれども、その点についてもうちょっと正確に御答弁をお願いします。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 先ほど市長も答弁いたしましたし、福祉保健課長も答弁いたしました。黒滝ホームの運営につきましては、民営化ということよりも、最初は管理運営委託ということの形でやっておりました。それが指定管理者制度というふうな形に変わって、現在指定管理というふうな形で運営をされているということでございます。指定管理ということの考え方というのは民間のノウハウを活用して、より自由に管理運営の権限を与えて運営をしていただくという趣旨でございます。管理運営を再度丸投げをしようということのような指摘でございますけど、部分的に管理運営、老人ホームの運営ということの中で給食部門というふうな一部の部分について委託をするというふうなことについては、許容されている範囲ということでございまして、そういう意味で2月に相談がございましたのは、給食調理部門につきまして人材の確保等いろいろ困難を生じているということもあって、それについて検討することについて、法律的に指定管理という制度の中で、それが違法性があるかどうかというふうな御相談でございまして、それにつきましては現行の制度上は、指定管理の協約上にもこういうことをしてはいけないというふうなことが特約であるわけではございませんので、現行の制度の中ではそういう部分的なものについて

ては許容される範囲であろうということで回答をいたしたという経緯でございます。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 老人福祉法を読んでいただいたらわかりますように、例えばこういう養護老人ホームの施設において、栄養士並びに調理員というのは必置義務なんですよ。だから、それを指定管理者として受けたところがみずから雇用し、みずからそれを支払わなくてはならない。たまたま特別養護老人ホームと併用をされているところでは、それは置かなくてもいいということになってるわけですけども、例えばこういうことが老人福祉法で定められているというのは、今のような指定管理者にしたら丸投げしてもええんよってなことを定めてるわけじゃないんですよ。私が最初から申し上げてますように、だから措置費なんですよ、だから養護老人ホームなんですよ。養護老人ホームというのは、特養と違って生活保護世帯あるいは経済的、さまざまな理由で困窮している方々を入れるという原則ですよ。そういう施設を民間の営利の論理の中に丸投げしちゃいけませんよということが、もともと老人福祉法の精神なんですよ。

そういうことを相談を受けた場合に、いや、そういうわけにはいかんでしょと普通は答えるのが普通ですよ。これは養護老人ホームですよと、おたくらは養護老人ホームであることをわかった上で受けとるのに、例えば今のように給食部門をそのまま投げておえんよってというようなことはどこにも書いてないと思う。協定書の中にも書いてない。それは少なくとも老人福祉法の中で、その責任としてあるわけですよ。まして、養護老人ホームにおいて給食を提供することというのは、その業務の中の非常に主要な部分ですよ、1日3回。そういう主要な部分を丸投げしたら、指定管理者の意味なさんじゃないですか。という整理が必要だと思いますよ。そしてその後、今度はこれを見ますと1,800万円ほど地元の商店主から購入していた食材を10月からすぱっとやめるって言うんですよ。それは、私らの勝手でしょって多分言ってるにすぎないじゃないですか、この内容だったら。例えばこのことについて市から申し入れたら、確かにそれは地元の皆さんに対しては大変御迷惑をかけるから、その分については地元の食材を購入しますぐらいは言うても当たり前よな。そういうことに対する行政指導はきちんと行われたのかどうかということについて質問します。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

民生部長、答弁。

民生部長（中沖 明君） 経緯の中でお話ししましたように、2月にそういうことがござ

いまして、8月に地元の業者の方のほうからそういうお話がございました。そういうことの中で、現在指定管理ということで運営をしていただいております中国新聞の社会福祉事業団のほうに、市長の答弁のほうでも申し上げさせていただいておりますが、地元の商店街の商業の振興というふうな観点から、できるだけ地元の業者を優先的に活用していただくようにということで要望はいたしております。現時点では、事業団のほうでは、そういうふうなことで事務を進めておりますので、今すぐもとに戻すというふうなことにはなかなかありませんが、来年度の更新の時期に向けて、そういう方向で努力をしていただくということでお話をさせていただいております。また、地元の納入業者の方ともそういう方向で、納入業者の方のほうも事業団とお話を継続していくということ、市のほうからもそういうことを強く要望してまいるということでお話をさせていただいているところでございます。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 協定書の中にはそういうことは一切書いてないんですか。

それから、最初に質問しましたように、例えば給食調理部門をそういう指定管理者であるからという理由で、老人福祉法の趣旨からしてもおかしいと私は思いますけれども、そう軽々に給食調理部門を今から丸投げしますよということが、おたくらが答弁された必要に応じた指示に当たるでしょ。もつと的確な指示がなされてしかるべきだと思いますよ。こういうことが何ぼでもできるようになったら、要するに市の統制力っていうのは全く働かなくなるんですよ。これは老人福祉法が何のためにあり、またこの施設が何のためにあるか。市としては、そういう本当に身体的にも経済的にも、あるいは居住的にも困っておられる方々を措置をするというその施設が、そういうふうに簡単に自分らの意思だけでどんどんやってもろうたら困るわけですよ。そういうことに対する監視、提言、あるいはその措置をきちんとやるのが福祉事務所といいますか、福祉管理者の任務であると思うんですね。ぜひこの点についてはもう一遍、これはきょうこの場でっていうよりも整理してください、きちんと。老人福祉法に基づいてどうなのか。そういう給食部門を丸投げすることができるのかどうか。そして、そういう場合に例えば地元の業者から全くこの一年間は買いませんよってなことを許容するのかどうか。そんなことがどんだんどんだんいろんな職場で進んでいったら、地元の業者はつぶれますよ。それが競争原理であり市場原理なのかということなんですよ。

特に、こういうところにどんだん大手の給食業者が入ってきてる。そして、大手の給食

業者は、できる限り職員を安く使うためには、自分ところの工場で作った半製品をどんどん入れる。そうすれば、今まで6時間のパートだったのが4時間で済むようになる。そういう格好で人件費と食材費そのものをどんどん切り下げることができる。それがその業者のもうけになる。こういう論理が福祉の世界までまかり通ったら、一体行政は何をするんやということになりますよ。公の福祉の施設を公のために使うようにきちんと指導するのが行政の任務であって、私ははっきり言って、こういうことをやることは行政の任務の放棄だと思いますよ。そういう意味でこの問題については、やっぱりきちんと法令的な根拠も含めて整理をしてください。これだけやったら全部で時間が足りませんので、そのことを強く要望しておきまして、次の質問に入ります。

黒滝ホームの例でも明らかなように、民間委託業者が人件費や食材費を安く抑えるために、でき合いの半製品などを多用する例は、これまでも民営化された随所で見られております。最初は教育委員会の指導監督がなされていても、やがて何年か経過すると指定業者の意思を抑えられなくなるのが民営化の常であります。それは今黒滝ホームの例がまさにそれを示しております。現に、教育委員会自身の現場の把握力というのが落ちてくる。したがって、今日それが貫かれるという保証が私はないと思います。なぜかといえば、まず教育委員会が学校給食現場の実態を知らない。知らないにもかかわらず、ここに出されているような提案をしてくる。現場を知らずに、現場の実態をしっかりと把握せずに何の政策ができるんかっちゃうんですよ。

質問いたしますけども、学校給食の現場を担ってきた栄養職員や給食調理員の声をしっかりと聞けということを私は何度も言いました。しかし、給食調理員の声はいまだに聞いてない。私は、そういう姿勢で現場を本当に変えることができるのか。現場をよくしなきゃ何ぼ制度をよくしてもだめなんですよ。

そこで、民間委託に係る説明責任について、2学期中にはすべての小・中学校に出向いて説明するという答弁をいただきました。しかし、あなた方は、この間も説明してきたと言うんですよね、給食センター化について。民営化についてはまだ説明してないと思いますけども。しかし、あなた方が説明したのは市P連の役員会だけじゃないですか。これから2学期になってもう12月からやろうかっていうときに、12月からやろうかじゃなしに12月に契約するんかどうかわかりませんが、来年の4月からやろうというときに、この2学期に行って、だれにどのように具体的に説明するのか、まずそれを聞かせてください。

副議長（稲田雅士君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 失礼いたします。この2学期に保護者会等へ出向いてまいりまして、説明をさせていただき予定にしておりますが、対象はもちろん保護者の皆様でございます。学校の参観日もしくはいろいろな行事等の際に合わせて、その機会を持っていただきまして、給食センターについてのお話をさせていただきます。その中身につきましては、安心・安全な給食を配食できるんだということの中身でございます。センターの施設の衛生管理面でありますとか、調理業務等の安全、衛生面等につきましても安心していただけるということで施設等の映像等も見ていただきながら、システム等も説明させていただきます予定でございます。

以上です。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） そこで保護者からこれは違うんじゃないですかとか、こんなやり方でいいのですかとか、これは直してくださいとか、こういう点をどうしますかとか、多分いっぱい質問が出ると思います。あなた方が今までやってきたこの説明もそうですけども、こういうふうに決めたらもう従ってもらえない、時間はもうそこまで来てるということをするんじゃないかという危惧を私は痛烈に思ってます、あなた方の今までの説明。だって、今日ここに至るまでの総務文教委員会の説明見たってわかるじゃないですか。民間委託は一体だれがするんかもいまだにわからん。どういう業者なのかもわからん、ましてや提出した資料はこのようにめちゃくちゃだと、だけど民営化や民間委託は決まっていますって言うんですよ。それをどうやって保護者の現場で、あるいはどうやって学校の現場で説明するんですか。こう決まったからやってもらえないという通告する以外にないじゃないですか。

これは極めて重要な政策決定ですよ。その重要な政策決定が、市長が最終的には政策決定するわけだけでも、そのことが現場でやっぱり説得力を持ち、おお、ええことやってくれる、頑張れよっていうふうには言われないと、それは政策として非常に困るわけだ。この答弁を見ると、新センターに係る運営委員会の設置にしても代表だけでなく、本当にそれぞれの関係団体と腹を割って話をする姿勢があるのかと思いますよね。というのは、運営委員会を設けて、そこでこれからの内容について話ししますよと、それは代表が出るだけじゃないですか。今のように食材業者は多分危惧を感じますよ、さっき平成16年の資料を見ると、これだけの業者が学校給食にかかわってる。もしかしたら、あと四、五年たっ

たら黒滝ホームと同じようなことになるんじゃないかという危惧を絶対に感じますよ。これも説明しなきゃいかんのですよ。説明もせずにやるから、突然ええっていうことになるんですよ。

あなた方は、そういう説明責任ということに対して物すごく輕易に考えているんじゃないですか。職員が20名もいるのになぜ民間委託を急ぐんですか。何度も指摘があるように、あるいはこれまでの民間委託が示したように、現在おる職員を全然活用せずに、それを職転して、ほんでそこへ民間を入れたら安くつくって言うけれども、職転した人の経費もお金なんですよ。その人たちが給食調理場をやってくれれば委託せんでもええんですよ。委託費経費はかからんのですよ。これをやったら委託料も人件費もかかるんですよ。まず、そのことが二重の投資じゃないかっていうふうに今までも何度も指摘をされてる。

それから、あなたたちのこの表を見てもわかるように、9年間も全然賃金が上がらんような雇用形態、賃金体系を持つてる業者がこれを受けたら、職員の能力は全然研ぎ澄まされませんよ。給食調理員の仕事って、あんたら知らんから思うとんかもわからんけども、やっぱりそこで何年も何年も働いてきた蓄積が一つの能力になり、知識になり、力になってるんですよ。そういうものをまた無にして一から仕事をやり直させるわけですよ、職転というのは。今あるその能力を十分活用するということをせずに、それをほかの職場に配転しても一から仕事をやり直さないかんのですよ。それは新採をすると同じことなんですよ、事実上。そういうことがわかって言ってるのか。人員や人材というのはこまじゃないんですよ、数じゃないんですよ。あなたは現場にしっかりした能力とか経験の蓄積とか、そういうものがあるという認識がないから、さっきも言ったように給食現場を実態としてしっかりして見てないから、こんなええかげんなもんが出せるんですよ。もっとね、教育委員会が給食つくりよんじゃないんですから、給食調理員さんが給食つくるんですよ。そういう現場の実態というのをしっかり把握していたら、ここに出されているような資料は出てこないと思いますよ。

それから、この間の議会での説明も学校関係者への説明も、それから職員団体への説明でも、あなたたちが言ってるのはいつも説明ではなくて通告なんですよ。この資料を私、何で出したかっちゅうたら、この間こういうことをやってきましたということが時系列的に書いてあるけども、ここで今の民間委託についての的確な説明をしたことは一回もないんですよ。なのに、この間の委員会では、平成17年11月にもうやっとりますって言う。そのときは一部を民間委託するっていうことが決まっただけじゃないですか。一部が何

かということすら決まってない。それが平成17年ですよ。そういう、やっぱり人をいわばペテンにはめるような、だからもう説明は済みましたというような、そんな説明責任というのはないですよ。あなたたちは、もうこれでこの12月ぐらいには業者と契約して、来年の4月からは実際にその委託を始めるっていうんでしょう。それを2学期に説明できるんですか、本当に。ましてや、どんな業者かもだあれもわからんのですよ。

私がきょうたまたま黒滝ホームの問題を出したのは、黒滝ホームもそうなんですよ、その民間業者が何かはまだ全然わからん。今福祉職場に進出してきてるのは、さっきも言ったようにニチイ学館であるとかコムスンであるとか、そういう業者がどんどん進出してきてますよ。彼らにゆだねたらどういうことになるかっていうと、この間さまざま起きてきた事件がそれですよ。そういうことで、まずこの間の経過について、あなた方は本当にちゃんと説明してきたと言えるのかどうか、その点についてどう総括してるのか聞きます。副議長（稲田雅士君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 失礼いたします。平成18年11月から総務文教委員会で協議をしていただきまして、19年12月まで計9回文教委員会を開催をさせていただきまして、決まったのはセンター化及び明神へ建設をするという2点については決まりました。それで、その中で9回委員会で説明及び資料を提出をさせていただく中で、民間委託については説明をさせていただきましたし、資料も提出をさせていただきました。その中で確かに、今、脇本議員さんが言われるように、じゃあ丁寧に質疑があったのかということについては、それについて十分な説明はなかったかと思っております。

以上です。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） いや、その程度しか説明できないものを、これから学校へ持って行って説明するというんでしょう。いや、この間、あなた方はこの総務文教委員会の経緯の中でももう説明をしましたみたいなことを言うから、そんなことはしてないでしょっていうのを私は時系列的に示しましたよ。

竹原西小学校の問題だってそうですけども、いや、あれは学校へ行ってから説明しとります、給食室が壊されることはね。本当に納得がいくように説明したのかどうかについては、私は大いに疑問ですけどね。事々さようなんですよ。あれだって耐震のためにやるって言うんだけど、聞く人に聞けば、そりゃあ建物がもう一個あったほうが地震には強かろうと言う人もいっぱいおりますよ。ほんで、いやあ、あれそうしたほうがいいんですよと

う人も確かにおるかもわからんけども、しかしそれが万人の納得の得るものでないであろうことは私も想像がつかますよ。あっ、給食をセンター化するために竹西の調理場やめたら事が早う済むんじやのうというてやったんじやというてだれもが言いますよ。こういうこそくなやり方をしちゃいかんですよ、基本的な政策を進めるときにね。それで、あなた方が今唯一の資料として出されている給食調理業務民間委託に係る比較一覧表について質問をいたします。

このような見積もりを出す学校給食を数多く手がけている業者はどのような業者なのか。また、このような見積もりは1社からしかとってないのか。率直に言って名を名乗れたいです。こんなものを出す業者がどういう業者であるかぜひ知りたい。それについて答弁ください。

副議長（稲田雅士君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 見積もりにつきましては3社からとらせていただいております。この業者につきましては、その平均的なところの業者でございます。業者につきましては、見積もりをこちらのほうからお願いしてさせていただいております。そうした中で、今後入札等において公平性を保つためにも、この場での公表につきましては控えさせていただきます。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） あのね、もともと見積もりの前提は教育委員会がつくらにやいかんのですよ。要するに、業者に対してこういうものやってくれっていうのは教育委員会が本来することですよ。それが3社から見積もりをとった、その平均的な業者のをとってきて、これがその業者の出した見積表ですっていうて出すのは教育委員会の責任放棄ですよ、まずね。おかしいですよ。そうなったら、この見積もりを出した業者と随契するのが一番ええじゃないですか。例えば予定価格はどっから出すんですか。というような問題が全部出てくるんですよ。今言えませんっていったって、言うてもらわにや、その業者がもし落札したときに、あなた方と話しとったんじゃないですかちゅうことになりますよ。いや、そういう重要な問題という認識がないから、こんな資料が出てくるんですよ、いとも簡単に。それも業者が積算した人件費の比較表です。

さらに聞きましょう。委託業者は、業務責任者、業務副責任者、衛生管理責任者、調理員というふうに4種類の職種から成り立ってて、調理員が3名で、あとは皆責任者なんです、それぞれね。当然その調理員と責任者との間には賃金の差があるはずですよ。その

6人の方々は、私が何度も質問するように昇給も賃上げも手当もないんですか。その点、まず質問しましょう。

副議長（稲田雅士君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 資料を御提供いただきました業者につきましては、御指摘のように正規の職員を6名、そしてパート職員ということにしておりますが、責任者の年収は12カ月で約375万円、調理員のほうにつきましては11カ月で約250万円というふうに伺っております。また、この業者につきましては、その他にも業務場所を抱えておまして、グループ全体での収入によって、独自の給与体系によって給与を支給しておられます。また、人事異動と退職、採用等によりまして、企業内における昇給等にも対応しているというふうに伺っております。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） それはおかしな話で、そういうところにあなた方が委託するわけですか、これから。ということは、竹原市には全然基準がないということじゃないですか。少なくとも正規の職員6人なら、こういう条件とこういう内容で採用しなさいよという一定の基準がなければいかん。だから、例えば老人福祉法の場合で言えば、要するに福祉職員の給与の改善に関する、ちゃんと法令的な根拠があるんですよ。そういう給与改善というものを一定に、そういう委託料の中には含まなくてはなりませんよ、賃金はいつまでもずうっと変わりませんちゅうなことはあり得ませんよと。あなたらが言われるように、それは内部の企業だからどうにでも操作ができるんですっていうところに委託するわけ。竹原市は、だからそこにお金を払うのはずうっとこのままでええから、うちはええんじやと。しかし、そこで働きようる人はどうなってもええよということじゃないですか、そういうやり方は。当然でしょう。じゃあ、その人たちは異動したら、いつも同じように、2年か3年ぐらいしか働いてない人ばかりが交代で来るようになりますよ。6年、7年、10年というふうに経験を積んだ人がその職場におらにやいかんでしょ。あなた方は、これ9年間全然変わらんわけですから、賃金は、要するに人件費は。すると、生涯ずうっと最高350万円の人が業務責任者ですよ。そんな賃金体系を、市は委託先に常にそういう賃金体系を強要することになるんですよ。

何を考えているのかというと、あなた方は労働者のこと、そこで働きようる人のことなんかは一切考えてない。あるいは、年数を年功序列賃金が否定されるからといって、訓練とかあるいは能力を養うこととか、そういう費用は当然企業が持たにやいかんのですよ。

何でもかんでもパートにして、アルバイトにして日がわりで人を雇うりゃあ、内容がよくなるかというたら、それが劣化しようるのが今の問題でしょうが。企業もそうやって派遣労働や日々雇用みたいなことばかりやりようると技術や能力が落ちるといって今言わりよんですよ。あなた方は、これ学校給食を全然、そういう技術とか能力とか力が要るもんだというふうに考えてないんだよ。今までそうやって現場で蓄積してきた現在働いている人たちのことを全然考えてないよ。それがもし行政の姿勢じゃったとしたら、それが竹原市の基本姿勢じゃったとしたら、市民もみんなそんな目に遭うということじゃないか。そう思いませんか。もう一度このことについて教えてください。

副議長（稲田雅士君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 失礼いたします。この見積もりを出してもらいましたのは、要は民間委託と直営でやった場合どのくらい、人件費だけで比較をするために業者のほうから出していただいたものを参考にさせてもらったものです。

ほで、今入札をするということでございますけど、これを民間委託するということになりますと債務負担行為、債務負担限度額を決めさせてもらいます。その中で、教育委員会は見積もりを、その中でどのくらい要るのかというのは、まず見積もりをさせていただきます。そういうことでの債務負担行為の限度額を決定をさせていただく中で、実際にどのくらい要るのかということでの業者の見積もりとプロポーザル方式で各企業の提案をいただくというふうに教育委員会は思っておるところでございます。

以上です。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 今こんなものを何で資料で出すかというたら、教育委員会がそういうことできんからこういうものを出しとんじゃないですか。竹原市は竹原市として、例えば正規の職員には正規の職員の賃金体系があり、臨時職員には臨時職員の賃金体系がありますよ。これ明らかにそれらよりもはるかに低いんですよ。それだけが要するに浮く根拠なんですよ。民間は何ぼ安うてもええんじゃないことですよ、それは。そがなばかな話があるかっちゅうということなんですよ。

この表から算定した人件費の金額が委託業者の企業努力というて、おたくら答弁に書いとる。この業者は、労働者は絶対大事に扱わないということは目に見えとりますよ。それから、その職場での経験や熟練は全く度外視するから、今みたいに何ぼでも異動して、その金額は固定できるんじゃないかというて言うんだから、この人たちは絶対そういう経験や熟練

なんかは当てにせんということですよ。そういう業者ですよ。

おたくらこれから、例えばこれから今の限度額を決める際に、今までだってこれしか出してないんじゃないけん、これ以外のものはないじゃないですか。3社からとったんなら、3社ちゃんと比較して出してくれたわけじゃないんだから。こっちにもこういうええとこがあります、こっちもこういうええとこがありますじゃない。これはある一業者がこうやって出したんじゃないということにすぎん。

それからもう一個は、6人が正規の職員で10人が臨時ですよ。さっきの話ちらっと聞くと、正規の職員が11カ月雇用だっていうんですよ。11カ月雇用ということは、要するに夏に給食がないからというて、あなた方が言いたいのかもわからんけども、そのような雇用形態は派遣労働しかありませんよ。そうでしょう。11カ月ごとに契約を切らにゃいかんじゃないですか。竹原市でいうたら臨時雇用以外にありませんよ。それ、あなた方は調理員はそうするから、調理員は25万円で済むというて言うたんだけど、それは11カ月勤務だからというんでしょう。そんなことを許すわけ。正規の雇用というたら、少なくとも1年で首切るのが正規の雇用じゃないよ。ましてや、11カ月で首を切るのが正規の雇用というて、あんたら書くこと自体に通常の労働に対する感覚というのがないということよ。自分はちゃんともらようんじゃないか。人をやるときには何ぼ悪うてもええんかという話ですよ、これ。そういうことを行政がそういう姿勢で民に対して臨むということ自体に、今、公務員攻撃される根拠があるんですよ。民のためにあるんだけど、民は何ぼ安うてもええわけじゃないんですよ。民というのは民間業者じゃないんですよ、民ですよ。そういうものがこの提案の中に一貫して欠けとる。

結局これ、委託料が多分この金額で絞られていったら今のようなことになりますよ。労働者にはそれだけしか入らない。しかし、これで竹原市が給食をつくる能力を失ったら、この業者でなかったもほかの業者もおるかもわからんけど、そういう業者が今度とる。そういう業者がとったときに、おまえ、やめなさいというて言うても、もうおらんのですよ。じゃ直営でかわりにやりましょうというても、直営にする能力を持った職員がおらんようになってんのですよ。すると、向こうはどうするかというて、ほかにおらんのじゃけん上げるしかないのうというて、だんだんだんだん上がるんですよ。

例えば清掃業務だってそうだったでしょ、だんだんだんだん上がってきました。もう市がとる能力ないわけだから。あなた方は、今だけに責任持つてるわけじゃないんですよ。将来の竹原市に責任を持つてる人が今やりようるわけですから。この給食民営化というの

が将来どういうふうになるかということも想定してやらにゃいかん。9年先を想定したその比較表がこの程度というか、こんな内容のものが出てくること自体に私は教育委員会の退廃があると思うんですよ。何の退廃かっていうと、働く者に対する尊敬という念がまずないということですよ。という、私がいっぱいしゃべったら質問できませんから質問しますけども、初年度からの民間委託が最も効率的であるというふうにあなた方は書いてるけども、何を根拠にそんなことが言えるわけですか。

副議長（稲田雅士君） 答弁願います。

学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 失礼いたします。お示しさせていただいております資料を見ていただきましても、経年におけます直営と委託の場合の人件費比較等にしましても明らかなように、初年度から民間委託に回しますと経費のほうは少なく見込まれるというところであります。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 財政課長にお伺いするんですが、単年度主義を原則とする竹原市の財政においてこういうことをやったら、まず初年度は非常に大きな負担になるんじゃないですか、その点をお伺いします。

副議長（稲田雅士君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 濟いませぬ、ちょっと、初年度の負担が大きくなるというんですか。人件費部分と委託料部分という御質問でございますね、はい。

確かに初年度では委託料が発生しますし、人件費も当然これは継続して要りますんで、そのようになります。先ほど答弁の中でも答えさせていただくとおり、定員管理という見地からすれば、長い一定の期間を見れば、その人件費という面では削減効果があるという部分はあると思います。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 定員管理は確かに定員管理ですよ、定員管理の中には委託料入らんですからね。委託料を外しゃあ、そりゃ定員管理は定員管理ですよ。しかし、それが今までの計算方法だったんです。委託料は計算せんのため絶対、その、おたくらが言うように初年度から効果がある。これは定員管理とは関係ないけえね。ということなんですよ。ごまかしじゃないですか。委託料だってほとんどは人件費なんですよ、ここに言われてるように。

定員管理、それはただで本当の定員、今度は総務課長に聞きましょうか。本当の定員管理というのは、やはり適材適所、そしてそれぞれのところの必要に応じてきちんと的確に配置することが必要だけど、今のような要員の抱え方をすると、どうしても不自然な人員配置をせざるを得んのですよ、当然。そうではございませんか。

副議長（稲田雅士君） 総務課長、答弁。

総務課長（今榮敏彦君） 不自然という言葉で議員のほうで御説明されておりますが、いわゆる当然職種変更ということになりますと、研修受講によりまして資質を上げることが大前提になるということになりますので、そういう状況を見ながら配置をさせていただくというのが、今までの流れでもございますし、今後そのときもそのようにさせていただくということになるかと思えます。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） というふうに考えてみると、やっぱり今ある能力を能力として活用するほうが、せっかく今まで竹原市が挙げて熟練してきた、あるいは蓄積してきたさまざまな力というのを発揮することができるということなんですよ。それに失敗したために今まで多くの人材を、ある意味では途中でやめにやいかんようになってたり、仕事についていけんかったりというふうな事態を招いた経験があることは、やっぱりしっかり踏まえておかないといけんと思うんですよ。そういうことをあなた方はやろうとしてるんだということについての自覚がなさ過ぎる。とりわけ、教育委員会においては私はないと思えますよ。

それで、もう時間がありませんから、質問のこの中で、教育委員会の法令遵守について質問いたしました。ところが、おたくらの答えは、委託された業者は法令遵守をしているものであるから、そういうことはありませんて書いてる。法令遵守をしろと言ってるのは、教育委員会に対して言ってるんですよ。というのは、この委託の問題の中にはさまざまな法律の問題が含まれている。さっきも言いましたように、まず労働者の雇用に関するさまざまな法令に関して、ほとんどちゃんとした整理が行われてない。11カ月雇用というようなことを平然と言う正職員というのは、一体どんな正職員なのか。

それから、労働者の職種転換というものがいとも簡単にできるようなことをあなたたちは今ごろ言ってるんですよ。例えば職種転換先については、まだその転換先の課長にも部長にも何の話もされてない。当然ですよ、本人の同意がとれてないんだから。労働者、勝手に自分が思うたようにぱっぱぱっあっちでもこっちでも動かせるんじゃないという

のは思い上がった考え方ですよ。労働者と使用者との関係からいうと、少なくとも竹原市は給食調理員として雇用した方を給食調理場以外のところに配置転換をする場合には、当然本人の合意も必要だし、職員組合の合意も必要だということですよ。

そしてもう一つ気になるのは、さっきの黒滝ホームの問題とも関連するけども、今度できた給食センターの事務というのは一体だれがやるんですか。かつては、学校給食共同調理場には場長さんがいて、基本的には場長さんがその事務のほとんどをやっていたんですよ。今はその場長が多分、亀井さんと兼務か、要するに学務課長と兼務になってるんですよ。さっき地元食材を購入しますとかいろんなことを言ったし、今の労務管理の問題もありましょう、それから賃金の支給から何かたくさん課題がこの中に出てきますよね。それをもし竹原市の指示によって、例えばその業務管理者がやってしまったらこれ偽装請負ですよ。というふうな問題をいっぱいはらんでるんですよ、この雇用形態の中には。もしそれが例えば裁判とかそういうことになった場合にはちゃんと答えなきゃいけないんですよ。

御存じのように、安芸高田市でもそのことが大変問題になりました。それから、府中市は、最初にやった業者が2回目の今度は競争入札で負けたんですよ。すると、そこで働いていた地元採用の労働者はどうなりますか。それほど不安定な委託契約なんですよ。事々さような問題は、少なくとも法治国家である日本では、さまざまな法律によって弱い立場の人を保護しなきゃ、やりたい放題でやられてしまうからということで、ここに書いてありますようなさまざま法令があるわけですよ。そして、何度も繰り返し言うけども、それを最も守らなきゃいけんのが公務員なんですよ。だから、私が申し上げているのは、そういう最も守らなきゃならん立場の人が、何ぼでも破ってもええような原案を出すこと自体にさまざまな問題があるんじゃないですかと。そういうコンプライアンスというか、法令遵守の問題について今どの企業でも、まず第一はコンプライアンスだっていって、さまざまな研修や訓練をやってますよね。この資料は、そのコンプライアンスがないことの見本みたいなものじゃないですか。やっぱり、少なくとも一つの政策を実行する際に、それがちゃんと法令に遵守しておるか、そしてそれがもっと正確に言えば、一人一人の人間にとってどういう課題なのか。そういうことを何のためらいもなく出してくるということに、私は教育委員会の教育委員会としての資質を問うとんですよ。

そして、既に民間委託をやった自治体で何が起こってるかってなことも少しは調べてみてくださいよ。私は、この間から何度も今治市の例を出したのは、本当に学校給食をちゃ

んとやろうとするならば、やっぱり今治に学ぶべきだということを何度も言いました。しかし、今治には多分まだ行っておられないんでしょう、行ったかもわかりませんが。あれを見たら、こんなことはすまいと私は思うと思いますよ。

あなた方は、この52%しか今のところはないけども、これを70%、80%にしていくんですかね、例えば地元食材の購入を。もうわからんでしょう、そのときには。今は教育委員会が直接発注をします。ほんで、受け取りも研修もしますというけども、聞いてみますが、ここだけでもわからんのは、一体だれがするんですか。

副議長（稲田雅士君） 学務課長、答弁。

教育委員会学務課長（亀井伸幸君） 給食センターのほうには、場長を初め研修等に当たる栄養士、主事と配置する予定であります。したがって、議員が御心配されておりますような直接業者の管理責任者等がそれに当たるような、偽装請負等に抵触するようなことはないというふうに確信しております。

副議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） さて、それも今初めて聞いた話ですね。場長、今おらんけど、今度は場長を置くんですよね。こういうことなんですよ、あ、いつの間にかここにもまた人が1人要ることになりましたね。そうでしょ。今度は研修やそれをするためには事務職も要ると、でしょう。だんだん、向こう6名と3名でやるというて言ようるけど、市もじゃあんと金出すんじゃないですか、えっ。だから、この比較だけじゃないんですよ。今の3名分の人件費をこれに足したら大分追いつきますよ、直営でも。ほんで、直営でもこれと同じ人材を配置してくれたらもっとよくなりますよ。事々さようですよ。

このような案で、例えばこの2学期に学校へ説明に行って何を説明するんですか。決まりましたというだけじゃないですか。今、私が質問した内容にほとんど答え得てないじゃないですか。でも、あなた方は何月何日定例会において、こういう説明をいたしましたというて説明するんですよ。だけど、本当に真剣に考えていただきたいのは、これは市長にもお願いしたいと思いますけども、大変重要な施策ですよ。それを大変な重要な施策をこの程度の合意形成で進めてしまうとさまざまな問題が出ると思いますよ。

例えば黒滝ホームの問題だって、例えば地産地消とか、食育とか、食材とか、あるいは商工振興とか、そういうものと不可分ですよ。今は1,800万円かもしれないけど、これ今度学校給食4,800万円ですからね。だけど、今までの教育委員会の説明では、少なくともこれまでそういう給食納入業者に一回も話したことはないですよ。物すごい危

機感を募らせますよ、食材納入業者は。これは、例えば産業文化課が進めている地産地消あるいは商業振興、農林水産業の振興、そしてそれはできる限り地産地消で地元でそれを消費するためには、公共部門ができる限り使ってくださいってことを言ってるんですよ、こっちは。あなたたちは、いや、そういうことは考えておりますと言うけども、今の体制で本当にその請け負う業者がそれをやるという保証は全くどこにもないじゃないですか。事々さようだと言いたいのは、そうした総合的な施策の一つとしてこの給食センターの問題があるんだから、例えば総務課も財政課も、それから産業文化課も、何よりも学校現場や給食現場の人々もしっかり議論して、だれもが、いわばいいことやるねえっというふうに言ってもらえるような、そういう施策に整理してほしいと思いますよ。

だから、これは私は教育委員会だけにやらせておったらいけんと思う。竹原市がやっぱり総合的に取り組む課題としてきちんと整理して、なぜ今学校給食なのか、なぜ今食育なのか、なぜ今地産地消なのか、なぜ今労働者の雇用なのか、なぜ官製ワーキングプアなのか、そういうさまざまな問題をやはりきちんと整理して、この問題に取り組んでいただきますようお願いして、質問終わります。

副議長（稲田雅士君） 以上をもって脇本茂紀君の一般質問を終結いたします。

15分間休憩をいたします。

午後2時29分 休憩

午後2時45分 再開

〔議長交代〕

議長（小坂智徳君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、片山和昭君の登壇を許します。

4番（片山和昭君） 片山です。平成21年第3回竹原市議会定例会の一般質問を行います。

概算要求が進む今日、8月の国政の政権交代により国の補正予算、来年度の予算見積もりが混沌とする中、我が竹原市においても行政執行に一抹の不安を抱えるものであります。竹原市の目指す総合計画においても影響があることは避けて通れないことではありますが、その中で竹原市行政がいかに関修正あるいは決意を持った実行を考えているのか、確認をするため、次の3点を質問いたします。政権交代による総合計画の実効性について、2番目、農業政策の問題について、3番目、スポーツ、文化の振興について。

まず、総合計画については、現在事業を進めている中で重点的な事業、国道、県道整備についての見通し、道の駅事業の振興について、給食センターへの取り組み、その他、どの程度事業についての支障があると考えているのか、対策とあわせてお伺いをいたします。

2番目の農政問題については、農地法等の一部を改正する法律が国会で成立、6月24日に公布されました。6カ月を超えない範囲で施行されます。重要な生産基盤である農地について転用規制の厳格化等による、その確保、農地の貸し借りに係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進することを目指しています。農業委員等厳しい仕事が増大します。細かい施行条例はまだ出てはいませんが、行政ルートでおりにてくることとなります。研修会、広報活動、現地視察に資料づくり、膨大な作業が待っています。係員の増員等体制づくりを至急検討すべきと考えますが、この重要な課題についていかに考えているかをお伺いします。

3番目に、スポーツ、文化の振興について質問をいたします。

先日、竹原中学校の村松君が全国中学校相撲大会個人戦で見事優勝を飾りました。テレビインタビューを見ても、我が郷土を誇らしく思いました。バンブースポーツクラブ等、積極的な活動を続けています。ここで一つ残念なことは、一般使用も含め、これらグループに対して竹原市の施設使用料が非常に高いことがスポーツ振興の妨げになっているように思います。社会教育の推進、施設の充実、市民へのスポーツ、文化振興をいかに考えているのか、お伺いいたします。

壇上での質問を終わります。

議長（小坂智徳君） 順次答弁願います。

市長、答弁。

市長（小坂政司君） 片山議員の質問にお答えをいたします。

1点目及び2点目については私が、3点目については教育長がお答えをいたします。

今回の総選挙により民主党を中心とした新政権が国政を担うことになり、同党が掲げたマニフェストを基本とした政策が進められていくこととなります。そのマニフェストにおいては、特に地方財政に直接的に影響があると考えられる主なものとして、自動車関連諸税の暫定税率廃止やひもつき補助金の廃止による一括交付金制度の創設などが掲げられておりますが、現時点では、暫定税率廃止に伴う減収分の代替措置やひもつき補助金の定義が示されていないなど、地方財政の全体像が明らかにされておらず不透明な状況にありま

す。こうしたことから、民主党のマニフェストに係る詳細な制度の内容等については不明な点が多く、現時点では本市にどのような影響があるのか予測しがたい状況にあります。また、新政権においては、既存予算の組み替えや税政の見直し、新年度の予算編成や政策決定プロセスの見直しなど、これまでの仕組みや手法の変更を表明されておりますが、現時点においては、それらがどのようになるのか、まだ具体になっていない状況であります。

したがって、今後全国市長会や地方六団体が行う国と地方の協議の動向なども踏まえ、こうした国の動向について十分見きわめた上で、必要な施策の実施や予算の確保など、本市の行財政運営に支障が生じることのないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、農業政策の問題につきましては、農地法等の一部を改正する法律が平成21年6月17日に成立し、6月24日公布され、公布日の日から起算して6カ月を超えない範囲で政令で定められる日から施行されることになっております。この改正により、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について転用規制の厳格化等により、その確保を図るとともに農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用を促進するものであります。

具体的には農地の減少を食い止め農地を確保するため、農地転用許可の対象の拡大、違反転用に対する罰則の強化などの農地転用規制の厳格化や農地を農用地区域内から除外する要件の厳格化などが定められました。また、農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限利用できるようにするため、農地の貸借に係る権利移転規制や税制の見直し、農地の賃貸借期間の延長、農業利用集積円滑化事業の創設による農地の面的集積の促進、農地の相続等の届け出制度の創設などが定められました。

今後、農地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、事務の増加が予想されるところでありますが、現段階では事務の詳細が国、県から示されていないことから情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（小坂智徳君） 教育長、答弁。

教育長（前原直樹君） 失礼いたします。全国中学校相撲大会で竹原中学校3年生の村松雄介君が優勝し、県内初の中学生横綱になりました。既に御承知のように、先日、小坂市長に優勝報告をされ、竹原市体育表彰規程に基づき表彰し、皆で祝福をいたしましたこと

を、ここに御報告いたします。

3点目のスポーツ振興につきましては、総合計画の施策の目標、だれもがスポーツ、レクリエーションに親しんでいるを目指し、市内小・中学校はもとより、県立高等学校体育施設、民間企業等の御理解、御協力のもと、体育施設を開放し、スポーツの場を提供しております。また、各地域にあります公民館においてもスポーツ教室等を開催している状況にあります。

施設使用料が高いとの御質問のスポーツの拠点となります総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドでございますが、体育館は平成6年9月の完成、供用開始から使用料につきましては、周辺市町の施設使用料を参考にして、竹原市都市公園設置及び管理条例及び竹原市都市公園設置及び管理条例施行規則により定めております。現在、より多くの方々に施設を利用していただくために、使用時間、使用面積の申請をもとに適正な使用料を徴収しております。多くの利用者の理解を得て、平日の昼間の時間帯でも利用者がふえている状況であります。

スポーツ振興については、スポーツができる環境の充実に向けた取り組みを行います。そして文化活動については、公民館など社会教育施設等を活用し、市民の学習ニーズにこたえられる学習環境を確保してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） 再質問を行います。

先ほど答弁にもありましたように、既存予算の組み替えや新年度に向けての予算編成の政策決定のプロセスの見直しがあると考えられますが、竹原市において特に既存予算の組み替えによる影響がどの程度あるのか、市民の皆さんの最も関心のあるところを具体的に教えていただきたい。

先ほど私が一般質問をいたしましたのは、やはり各施設とか、そういったものが具体的に、例えば道の駅は国交省の管轄でありますから、恐らく締められるじゃないかと思えますし、そういった面がどの程度あるのかということ、これまた決まってないことなんで難しい面もあると思いますが、やはりそうはいいまして、それに対応していくべきであろうと思いますので、その辺の心づもりを教えていただきたいということでもあります。

また、竹原市の新年度予算の概算の時期になっています。市民生活に欠かせない最低限の重要案件の取り組みができるかどうか、それも懸念されます。事によれば、新年度の予

算案組み替えも視野に入れなければならないのではとありますが、答弁による適切に対応してまいりたいでは少し甘過ぎるのではないのでしょうか。もう少しわかりやすく答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点お聞きします。

議長（小坂智徳君） 財政課長、答弁。

財政課長（谷岡 亨君） 失礼します。まず、1点目の御質問でございますけど、既存予算の組み替えの影響ということでございます。

民主党がマニフェスト等に掲げられております諸施策、子ども手当などの施策の財源を確保に、平成21年度の国の1次補正予算のうち、未執行分の予算を停止するというような方針等、テレビ、新聞等の報道でさまざま報道されておるところでございます。しかしながら、具体的なその手の内容についてでございますけれども、今現在まだ示されていないということで、先ほど御答弁の中で申し上げておりますように、どのような影響があるかというのが、不確定要素が多く予測しがたいところが多いということでございまして、現在そのマニフェストに盛り込まれた施策の実施を想定する中で、迅速かつ適切に対応ができるように、連絡会議等を通じまして、それぞれの部署でマニフェストの内容をしっかりと把握するよう指示し、現在情報収集を行っているところでございます。

あわせて、新年度の予算の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましても、今、国のほうでは新政権において国家戦略局でありますとか閣僚委員会といった新たな政策決定システムがつくられるというような報道もされているところであります。また、国と地方自治体の関係を上下の関係から対等、協力の関係に改め、地方に大きな影響がある地方分権あるいは税制、予算編成などについて協議を行う場が設けられるということになっております。今後、こうした場、全国市長会や地方六団体が行う国と地方の協議の動向なども踏まえて、こうした国の動向について十分見きわめた上で、必要な施策の実施や予算確保等につきましても市民生活にマイナスを及ぼすことのないように、しっかりと準備をしておきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いたします。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） そういったところでありますけれども、あす16日に臨時国会があって内閣が決まると思います、徐々にやはり組み立てられていくことではあるんですが、やはりこういう問題についてはおくれをとらないように、しっかりとやっていただき

たいと思います。ほんで、今さっきの国道とか道の駅とかのこともありますけど、細かい生活に対する維持の問題などもありますので、その辺をしっかりと組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の農地制度の変更についてでありますけど、やはり答弁にありましたように6月24日に公布されて、6カ月以内に施行されますということなんですが、これもそのころに具体的な施行条例が通達されてくると思います。とにかくおくれをとらないように、これはやはり農業経営者とか生産者いろいろと生活がかかっておりますので、おくれをとらないように、直ちに情報の開示とPRを、できれば広報紙を利用して即流していただきたいと思いますが、それはいかがでしょうか。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 失礼いたします。農地制度の変更についてPR方法等についての御質問でございます。

先ほど市長が御答弁申し上げましたように、国、県から農地法等の一部改正に伴う詳細な内容というのは、まだ示されていない状況でございます。今後、情報収集を行いまして、農地制度の概要等のPRということにつきましては、当然、国、県からも啓発があると思います。また、市といたしましてもそういったものに合わせまして、必要に応じて市民の皆様の周知に努めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） また、農地の貸し借りについても規制の見直しがあるとされてますが、有効利用としての竹原市民農園の借り手が現在非常に少ないとのことですが、現況を教えてくださいたいと思います。

議長（小坂智徳君） 産業文化課長、答弁。

産業文化課長（桶本哲也君） 御質問の市民農園の現況についてでございます。

現在20区画ございまして、そのうち5区画を利用されてるという状況でございます。利用料につきましては、年間1区画当たり5,000円ございまして、1区画当たりの面積は約50平米でございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） 私が先日聞いたときには、何か2区画ぐらいしか使っていないという

ことを聞いたんですが、とにかく非常に少ないと。これからもやはりそういった荒地を利用していかねばいけないので、そういった取り組みをどんどんしていかねばいけないと思いますけど、今の利用料とかいろんな面で、こういったどこに少ない原因があるか分析をしっかりとさせていただいて、次の手を打っていただかねばいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に農政については、専門的な視野を必要としていますので、これからも農業委員会、農協、そして生産者の皆さんとの連帯がどうしても必要だと思っております。行政での重大さ、もっともっとやっぱり農業に関しては考えなければならぬと思いますので、その辺の取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

農業についてはその程度です。

次に、スポーツ振興についてであります。先ほど答弁書にも書いているように、だれもがスポーツ、レクリエーションに親しんでいるということで、総合計画の施策の目標であります。学校、企業の施設など協力、開放されています。同じような待遇を持っていくべきバンブーの体育館では、施設の使用料が大変高いと聞いています。例えばの話であります。卓球、バドミントン、健康器具など、1日借れば、1時間1,000円ぐらい、3時間ぐらいやりますんで3,000円ぐらい。ほで、月に3回やれば9,000円ぐらいかかります。同じように公民館とか学校を利用してやっているバレーボールとかソフトボール、同じようなクラブではそんな料金は取られていないと思いますので、総合的にそういったものの使用料の仕組み、特にバンブーにおける使用料の仕組みを少し教えていただきたいと思ひます。

バンブーにおける都市整備課と教育委員会の責任の範囲もちよつとわからないので、その辺もあわせて教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 失礼いたします。御質問の中にあるバンブー体育館での施設の使用料が大変高いということでございます。

答弁でさせていただいておりますバンブー・ジョイ・ハイランドの体育館の使用料につきましては、周辺市町の使用料を参考にして平成6年9月に使用料を定めました。現在、他市と比較しても高額な使用料ではないと考えております。

それと、バンブーの体育館と併用して使用しておりました市立体育館、新町にある市立体育館は平成19年12月に使用休止をいたしました。この市立体育館は、元竹原中学校

の体育館であったものを市立体育館として使用していたものであります。使用料を当然安価に設定しておりました。現在、使用していただいているバンブーの体育館はいろんな用途可能な設備投資をしておりますので、それも参考に施設利用料として定めたものであります。というのが、今の市立体育館とバンブー体育館の、今利用された方が19年12月に市立体育館が使用中止になりましたので、それによってバンブーのほうの体育館へ行かれて、それと比べて大変非常に高いというお話を聞いておるところでございます。

それと、平成20年度のバンブー体育館の体育のほうの総施設の使用料は456万5,650円ありました。指定管理料が1,000万円であります。施設使用料で体育館等の維持管理をするために利用者を増す取り組みを指定管理者であるバンブースポーツクラブと行政と一緒に協力して利用者をふやしておるところでございます。そのために、利用者が使用したい時間、面積で予約利用を実験的にやっております。そういうことで、要は面積を2分の1から8分の1の使用、利用者によって利用が可能な面積を実験的に行っております。その利用によって、平成19年度は825件ありましたものが平成20年度には1,421件と596件と多くなっております。それに伴い、使用料も年々増加しております。多くの方に利用していただくための創意工夫を今後もしていきたいと思っております。

それと、御質問でございますけど、体育館使用料の先ほど2分の1、8分の1を説明をさせていただきました。まず、体育館のアリーナ、使用料の仕組みでございますけど、体育館のアリーナの例をとって御説明をさせていただきます。

その使用時間は半日、1日及び1時間当たりの使用料の額を定めております。その使用面積は、アリーナの今までは2分の1使用で予約をいただいております。これではアリーナの2分の1を使用しない、希望をしない団体については無駄な使用料でありました。利用者の利便性を図るための使用面積をアリーナの8分の1、バドミントンのコートということで面積で利用をさせていただいて現在はおるところでございます。

例えば、卓球をされる場合に、アリーナの体育館の今4分の1使用で2時間ここを使われた場合であれば2,400円、2時間かかります。それは、利用者によって人数が少ない場合であれば、8分の1で2時間やってもらえば1,500円ということでの利用の方法も、申請をされるときにはそういう説明をさせていただいておるところでございます。

それと、総合バンブー・ジョイ・ハイランドの市長部局の都市整備課と生涯学習のすみ分けでございます。総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの体育施設関係は、都市整備

課から生涯学習課へ補助執行をして管理をしております。その管理を平成18年10月から体育関係施設を指定管理者として、バンブースポーツクラブに指定管理をして管理運営を行ってもらっているところでございます。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） それにしても、もう少しよくわからないんですが、これ先ほどの答弁書の中でもありましたように、使用料の仕組みは竹原市都市公園設置及び管理条例と条例規則、それによって決まっているわけですが、その中では施設を使用する場合、総合公園のバンブー・ジョイ・ハイランドの中で一応規定の図式が載っています。それによって、アリーナでは1時間につき2,160円。これは卓球もバスケットも同じであります。それプラスの体育館の設備料が照明が650円で、得点板が1つにつき50円、卓球台、ネットなど220円とかというぐあいになって、ちょうど1,000円ぐらいになるわけですが。その中でまたもう一つ、トレーニングルームというんもあるんですが、トレーニングルームは、これは個人使用になって大人が1回につき320円、これ天満屋のスイミングスクールにもあるんですけど、天満屋のスイミングスクールは多分250円だったろうと思うんですよね。その中でプールは使えるし、シャワーも使えるし、設備も大変いいんですよね。それで、市営のものよりか、やはり企業のほうが安いというのも、これまたちょっと考えものではないかと思うんです。

ほで、先ほどもスポーツの人口が大変ふえているということでしたが、これやはり市民の皆さんがそれだけ要求しているということですので、それで十分にやっているとは言えないんですよね。もっともっとやり方によっては、もっと積極的にできるんじゃないかということがあります。

それで、その中でスポーツ振興のためには、どうしても公式試合のできる施設、今、バンブーについてはほとんどが公式試合ができるような施設はありません。すべて中途半端です。陸上競技場についても、体育館についても、やはりそういった公式試合のできる設備を整備して、そういったものができるように取り組みをぜひ考えていただきたいと思えます。その辺を少し返答があれば教えてください。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） トレーニングルームのお話が出ました。トレーニングルーム1回使用が320円でございます。それとあとロッカー、シャワー、いろいろ利

用者の皆さんのほうから料金の改正ということは要求があります。これについては、指定管理のバンスポの管理者とは話をさせていただいておるところでございます。それについては、指定管理と利用料金制を入れるときに見直しをとという話にさせていただいておるところでございます。

そして、公式試合のできる設備整備が必要ではないのかということでございます。バンブー体育館には音響と空調といろいろ問題があるということは、重々質問があつて課題があります。その中で一つ、音響設備については移動式音響設備の購入を6月の補正で認めていただきましたので、その体育館での移動式の音響施設をやれば、はね返りはなくスムーズに聞けます。

それと、前言われた体育館の第二体育館の建設ということも話を前回の中でありました。現在、指定管理による効率的な運営のバンブー体育館や学校施設の有効利用により、公式試合が対応できると判断をしておりますし、体育協会や総合型スポーツクラブとの連携を図り、市民のスポーツ振興を図っていきたいと思っております。

以上です。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） 公式試合ができる範囲というんですか、実はこの前も中四国剣道大会か何かがあったときに、やはり大乘小学校の体育館を使ったり、近くのそういった設備を利用するなどしてやっておりました。やはり、少し大きな大会になると今の施設では、とてもじゃないけど間に合いそうもありません。そういった面、これからのスポーツ振興のかなめとなるところでありますので、その辺は十分に考えていただきたいと思います。

ついでに言うんですが、あの野外劇場の楽屋、これ今テントを張ってやっているようなもので、あれだけ立派な設備があつても楽屋がないという、裏のほうへコンクリートでブロックを3つぐらいつくれば済むことなんですが、そういった感覚が今の行政にはどうもないように考えられます。そういったことをもう少し研究をしていただきたいと思います。

それで、もう一つ大きなことなんですが、あそこ営業感覚で考えるときに、あそこにJRの臨時停車駅でもつくるぐらいの積極性をぜひ、これは市長の沿線市町の会議などがあると思えますので、そういったところでぜひ提言をしていただければ、今の人数は倍加するのは間違いありません。そして、年寄りとかいろんな面であそこを利用されている方の足にもなりますので、その辺も含めて研究をしてほしいと思えますが、その辺を最後に聞

かせていただきたいと思います。

議長（小坂智徳君） 教育次長、答弁。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） 失礼いたしました。施設を管理するのに営業センスを磨いたらどうかという御質問でございます。

今、バンブースポーツクラブにおいては、体育館をただ利用していただくのではなく、今のバンブースポーツクラブ指定管理者みずから自主事業を19種目を実施をしていただいております。それで、お年寄りなどで車がない場合は、今のワゴン車により送迎をいたして、利用者の増になるような営業努力をやっていただいております。そういう多くの方にもっともって来ていただいて、駅のという話があれば、そういうところまで頑張って教育委員会はやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小坂智徳君） 4番。

4番（片山和昭君） これは、それどうしてもやってほしいんですよ、実際はね。余裕があればじゃなしに、ぜひこれはやってもらわにゃいけんことなんですわ。ほで、先ほども言いましたように、スポーツ振興の全体的に考えてみる時にも、今のバレーホールとかそういった学校設備、公民館設備、そんなのを使用するとことか格差もあります。そういったものをいかに統合していくか。その辺ももう研究とかじゃなしにやってください。

ほで、余り質問がないんでちょっとなかなか言うのですが……

（「質問がないんならやめんさいよ」と呼ぶ者あり）

はい。そういうことなんで、これは大変大事なことだと思いますんで、ぜひ今言われたことを実行されるように、またしつこく次も質問いたしますので、よろしく願いいたします。

終わります。

議長（小坂智徳君） 以上をもって片山和昭君の一般質問を終結いたします。

明9月16日午前10時より会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時25分 散会